

令和8年6月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和8年6月8日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和8年6月8日 午前9時宣告

開 議 令和8年6月8日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番 東 祐太朗	2番 田村 雅之	3番 安田 節子
	4番 齋藤 光	5番 岡林 哲司	6番 山本 和輝
	7番 田村 幸生	8番 宮崎知恵子	9番 西森 勝仁
	10番 下川 芳樹	11番 松浦 隆起	12番 中村 卓司
	13番 岡村 統正		

不応招議員 な し

出席議員	1番 東 祐太朗	2番 田村 雅之	3番 安田 節子
	4番 齋藤 光	5番 岡林 哲司	6番 山本 和輝
	7番 田村 幸生	8番 宮崎知恵子	9番 西森 勝仁
	10番 下川 芳樹	11番 松浦 隆起	12番 中村 卓司
	13番 岡村 統正		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	副 町 長	田村 正和
教 育 長	濱田 陽治	教 育 次 長	岡田 秀和
総 務 課 長	横畠 克彦	まちづくり推進課長	安岡 裕美
会計管理者兼会計課長	上田 くみ	住 民 課 長	廣田 春秋
産業振興課長	下八川久夫	建 設 課 長	大原 秀平
農業委員会事務局長	藤本 雅徳	健康福祉課長	岡崎 省治
病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山崎 有岐	議会事務局書記	高鴨 学
--------	-------	---------	------

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和8年6月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和8年6月8日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は通告順とします。

10 番、下川芳樹君の発言を許します。

下川君。

10 番（下川芳樹君）

皆さん、おはようございます。

10 番議員の下川芳樹です。

議長のお許しを得て、通告に従い、3 点の質問を行います。

今定例会においても町政の質を問うものとして、この席より質問をさせていただきます。

執行部の皆様には、誠意あるご答弁をよろしくお願いをいたします。

今年も 5 月 7 日から 5 月 15 日までの間、町内 5 地区において佐川町議会懇談会を開催しました。

「地域の課題について」というテーマでは、少子高齢化や人口減少によって、地域を支える力が弱ってきている。人を支える力もなくなり、自分自身も支えきれない。高齢で担い手もなく、代々受け継いできた田畑などの不動産も守れない。そんな切実な状況が差し迫る意見が出ました。

少子高齢化や人口減少の原因には、日本全体が歩んできた社会構造の変化が大きく影響しているように思えます。

影響の大きい地方だから、小回りの利く地方の自治体だからこそ、今できることに目を向け、町民目線で地域の課題解決に取り組んでいただきたく、質問に入ります。

それでは最初の質問です。

本人が所有している、もしくは相続の予定がある不動産の、個人の管理責任と法的な制約、行政の支援策などについてお尋ねします。

不動産とは、土地や土地に定着していて、簡単に動かせない建

物などの財産を指します。

ここで特に取り上げたいのは、山林、田畑や樹園地などの農地、宅地、建物に関する所有権者の管理責任、行政が指導する法的な制約。これらに起因する支援制度についてお尋ねしたいと思います。

近年、本人が所有する不動産の管理が、本人の高齢化などにより、適切に行えない状況が見受けられます。

昭和から平成へ、そして令和へと大きく移り変わる過程の中で、国全体の産業構造や、家庭環境も大きく変化してきました。佐川町のような中山間地域では、昭和の時代において、経済活動の中心は農業であり、祖父母、父、母、子の、家族3世代で協力して不動産の管理を行ってまいりました。

特に農地の管理そのものが経済活動につながっており、家族の共同作業で、田には水稻、畑には野菜を、樹園地には栗やミカン、梨などの果樹を作付し、販売や自家消費にと活用してまいりました。山林においても、ヒノキや杉などの人工林はもとより、雑木林、竹林に至るまで、資材や燃料として利用しました。

当然、山林や田畑、樹園地に至るまで、収益を生む手段として大切に守られ、適切に管理されてきました。

しかし、現在はどうでしょうか。

昭和が終わり、38年目を迎えた今日では、頼りになる祖父母はもとより、父母の世代まで他界し、子であった我々世代のほとんどが、65歳以上の高齢者になっています。

農業離れや核家族化が進む中で、我々の子供世代は仕事を求めて、県外や町外に転出していきました。

残された高齢者である我々が、地元で先祖代々受け継いできた農地や山林をどうにか守っているのが現状です。守ると言っても、水稻や野菜を栽培し、山林資源を活用するなど、収益につながる経済活動は厳しくなりました。

周りの人に迷惑をかけないように、田畑の草刈りなどで農地の保全管理のみを行う行為が多く見受けられます。高齢で、収益にもならない田畑の草刈りを年に数回行う苦労は大変です。それでも元気なうちは自分で作業ができますが、体が動かなくなれば、他者にお金を払い、委託することになります。

お金がかかるだけの維持管理は経済的にもしんどいし、むなし

くなります。

そんなこんなで、「もうようせん、土地は要らん、子供も相続してくれん。」悲痛な声となって、周りに聞こえてきます。悲痛な声は、農地や山林だけではありません。

子供世代の転出に伴い、残された親世代の高齢世帯が各地域で目立ち始めています。

今住んでいる親世代が亡くなれば、空き家となる住宅が増えます。なぜならば、子供世代は転出先で住居を構え、仕事、子育てと、生活圏は既に転出先にあるからです。退職してふるさとに帰るなどの目的がなければ、親のいた住宅は無用の長物であり、その管理が悩みの種となって、相続する子にのしかかってきます。

さきにお話しした議会懇談会でも、不動産を守る管理の悩みを多く聞きました。

そこで初めにお尋ねします。

農地や山林の所有権者は、その責任においてどのように不動産を管理する必要がありますか。農地法や森林法、森林管理法や民法など、法的な根拠も含めてお答えください。

また、空き家となった住宅の管理責任や、建物を壊した後の宅地課税の状況など、併せてお答えいただければ幸いです。

よろしく願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

農業委員会事務局長、藤本君。

農業委員会事務局長（藤本雅徳君）

おはようございます。

下川議員のご質問に、私のほうからは、農地の所有者の管理責任につきましてお答えさせていただきます。

農地についての管理責任になりますが、農地法第2条の2に「農地について権利を有する者の責務」がございまして、「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」と規定されております。

またですね、農地の利用促進につなげるための情報収集、これを目的としまして、農地法第30条第1項に基づく利用状況調査を実施しておりまして、その調査の結果、農地法第32条第1項に規定されております遊休農地、それと農地法第33条第1項に規定さ

れております、耕作者が不在または不在となることが確実と認められるものとして、農林水産省令で定める農地。これと判定されました農地につきましては、これも農地法の規定でありますけども、この規定に基づきまして、これらの農地の所有者等の方に対しまして、農業上の利用の意向についての調査、これ、利用意向調査と言いますけど、この調査を実施しまして、農地が有効に利用されますよう促進をさせていただいております。

回答は以上でございます。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

私からは、山林の管理責任についてお答えさせていただきます。

森林法の中では明確な記載はございませんが、森林経営管理法第3条の「責務」において、「森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。」との記載があることから、所有者の方には山林を適切に管理していく責任がございます。

以上です。

議長（松浦隆起君）

建設課長、大原君。

建設課長（大原秀平君）

それでは私のほうから、空き家ですね、空き家となった住宅の管理責任、法的責任についてお答えいたします。

空き家ですね、管理につきましてはですね、民法第717条の土地工作物責任の条項に基づき、空き家の欠陥が原因で他人に損害を与えた場合、所有者または占有者がその損害賠償責任を負うことになります。

また一方ですね、行政上の責任といたしまして、空家等対策特別措置法に基づきまして、町から適切な維持管理を求める指導や処分を行う可能性がございます。

例えば、管理が不十分な空き家としまして、管理不全空家や、特定空家に指定されますと、建物を壊して更地にしたときと同様に、最大で6分の1になっております、固定資産税の軽減措置がなくなるということになります。

私からは以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい、農地山林の所有権者の責任について、ご答弁をいただきました。

先ほど農地の関係でご答弁をいただきました内容の中で、特に行政指導というお言葉が出てまいりましたが、この行政指導に従わない場合、罰則の対象になるということで、罰金が賦課されるというふうな内容がございますでしょうか。

お願いします。

議長（松浦隆起君）

農業委員会事務局長、藤本君。

農業委員会事務局長（藤本雅徳君）

お答えします。

直接その遊休農地になってるからといって罰金だとか罰則っていうのはちょっと、すいません、ちょっと今はっきりしたことはお答えできませんが、遊休農地になっておいでる方については、その法に基づきまして、利用の意向調査というものがあって、それに対しては法に基づいて実施しております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい。

私が調べてみますとですね、行政指導の罰則対象ということで、最大 30 万円ほどの罰金がかかるというふうな事例もあるようです。

また長期間、耕作放棄をすることで、固定資産税も 1.8 倍ぐらいいまで増額をされるというふうなものもあり、また先ほど、建設課長のほうから民法 717 条のお話もございましたが、これは農地においても同じように適用されて、近隣の住宅とか、土地に悪影響を及ぼす場合には、この適用を受けるというふうなことも伺っております。

ただいまご答弁いただいた管理に関する内容は、自己の不動産を活用して元気に生活できる所有権者にとっては、当たり前管理責任を果たせる内容だと思います。

しかし、当たり前の管理ができない所有者が増えている近年、管理責任を何とか回避する方法を考える必要がある時代かもしれません。責任が重いからこそ、本人で管理できなくなるケースも増えています。

親族からの突然の相続や、本人の高齢、健康上の理由により管理責任が果たせなくなった場合、どのように対応すればよいのでしょうか。権利移譲のための売買や利用権の設定、相続放棄や寄附行為など、事例を踏まえてご説明をいただければ幸いです。

よろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

農業委員会事務局長、藤本君。

農業委員会事務局長（藤本雅徳君）

はい。お答えさせていただきます。

農地のほうから、農地のほうにつきまして私のほうから、管理責任が果たせなくなった場合の対応をとということですが、例えば高齢であるとか病気であるとか、耕作はできなくなると。そういったような所有者の方の意向で、農地の所有権、この所有権を移転したり、使用貸借や賃借権などの権利を設定、移転する場合には、農地法第3条の、またですね、農地を農地以外のものにする場合には、農地法第4条や第5条の規定による手続が行われておりまして、権利の移転等が進められております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい、山林についてご説明させていただきます、いただきます。

山林を、管理責任果たせなくなった方に対しましては、まずは当町で行っております、施業管理契約のご説明をさせていただいております、町に管理を任せていただくという場合が多いです。

そのほか、寄附を希望される方がいる場合には、山林の場所や状態などを確認した上で、町で管理をしていけると判断した場合には、山林の寄附を受け付ける場合もございます。

売買を希望される場合には、町内の林業従事者の方や、もしくは森林組合、事業体などのご紹介をさせていただくという対応を取っているというところです。

以上です。

議長（松浦隆起君）

建設課長、大原君。

建設課長（大原秀平君）

はい。私からは空き家に関する件についてお答えいたします。

住民からですね、空き家の管理で困っているとの相談がありましたらですね、まちづくり推進課のほうと連携いたしまして、相談に乗りましてですね、現在ある補助金や支援策のほうを紹介していると、そういった状況でございます。

以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい。お答えをいただきました。

農地の関係なんですが、中間管理機構、農地バンクとかいう制度もあってですね、この中で、農地の貸し借りを積極的に進めていると。

それから転用については、先ほどおっしゃっていただいたように4条、5条の適用、また売却の場合は3条、それから転用目的の売却の場合は5条というふうなことで、様々、売るにしても貸すにしても、法規制がかかってくるよと。

とりあえずですね、もう農地、たちまちようせんよっていうときには、もう受けた瞬間、農地が適正に管理をされている状況が一番望ましいわけなんですが、受けてから、農地をそのままにしてどうしようもないような状態にするのではなく、すぐに、農業委員会に相談をするというふうなことが望ましいのかな、というふうに思います。

また宅地、建物の関係ですが、相談を受けてまちづくりとともに対応しているということで、支援策を紹介したりということですが、具体的な支援策というのは、簡単でいいですのでお願いしたいと思います。

議長（松浦隆起君）

建設課長、大原君。

建設課長（大原秀平君）

はい。今行政がですね、行っている支援策といたしましては、

所有者が希望するような目的別に３種類ございます。

まずですね、空き家を解体したいという方に対してはですね、老朽住宅除却事業という補助金がございます。

それから空き家の資産価値を高めてですね、活用したいという方にはですね、木造住宅の耐震化支援事業でありますとか、移住者の住宅の改修費補助金がございます。

３点目にですね、空き家を売却したいとか、貸したいという方に対してはですね、空き家バンク制度というものがありますので、その紹介をさせていただいております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい、分かりました。

林業の関係なんですが、先ほど契約、町への管理の委託をする。それから、場所の確認によって、有効な山林であれば寄附も受け付けますよ。それから、売買についてもご紹介しますよ、ということでございました。

それではですね、さきの質問と重なる部分はございますが、所有権者が管理責任を果たせなくなった場合の、行政による支援策についてお尋ねをします。

あるならば、権利を残したままの場合、また権利を譲渡する場合など、具体的な事例を交えてお答えいただければ幸いです。

先ほど宅地、建物については、ご答弁いただきましたので、農地、山林についてお答えをいただければ嬉しいです。

よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

農業委員会事務局長、藤本君。

農業委員会事務局長（藤本雅徳君）

はい。農地の管理の支援といいますか、農地のほうにつきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

農地の管理責任が果たせなくなった場合、これは例えば、耕作者の方が高齢で、担い手もいないと。いないので、農地の耕作とか管理でさえもできないと。こういった状況で、現場の農地の状態でいうと先ほどの遊休農地、こういった農地に該当すると思い

ますが、これらの農地につきましては、農業委員会のほうでは、これも農地法の第32条第1項及び第33条第1項に規定がありますが、利用意向調査を実施しておりまして、先ほどもちょっと説明させていただきましたが、この調査を実施しております。

その調査の中で遊休農地の所有者等の方々、この方々は農地の適正かつ効率的な利用ができていない方になると思うんですが、農地の管理が困難になっておいでの方ということになるろうかと思うんですが、これらの方々に対しまして、高知県農地中間管理機構、これ高知県で言いますと高知県農業公社になりますが、こちらの農業公社に貸したり売ったりする意思があるかどうか、であるとか、また農業委員会での、あっせんを希望しますか、といったことを含めて調査をしております。

そして、その農地の管理が困難になったなどの理由で、農地中間管理機構を活用すると回答があった農地につきましては、高知県農地中間管理機構へ当該農地の情報を通知しておりますし、またですね、農業委員会でのあっせんを希望すると回答があった農地につきましては、佐川町農業委員会定例総会、開催しておりますので、この開催時に、当該農地の情報について、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんにその情報を説明しまして、それらの農地が今後において有効に活用されますよう、あっせん等を行っていただくようお願いをしております。

これらの取り組みは直接的に支援にはならないかもしれませんが、農業委員会のほうでその回答に基づいて支援をさせていただいております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい、山林についてお答えさせていただきます。

先ほどと重複するところもございますが、山林に関しては、町による施業管理がございますので、そちらのご説明をさせていただいております。

森林管理に関しては、意向調査を毎年エリアを決めて実施しておりますので、その上で所有者の同意を得て町が管理をする、林地を集約を進めております。

その上で、地域おこし協力隊の任期満了者に施業委託する形で、適切な森林管理ができるように取り組みを進めているところですよ。

なお、管理も任せたくない、名義を消したいという方とか、その上で売買もできない、寄附もできないという方に対しては、町の制度ではなく国の制度にはなりますが、条件を満たせば国に引き渡すこともできる、相続土地国庫帰属制度をチラシによってご紹介をさせていただくケースもございます。

以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい。ありがとうございます。

山林なんですけど、先ほどご説明いただいた内容は、主に人工林、ヒノキとか杉が植わっている、まあ自伐というか、間伐がされてなくて、管理が行き届かない山林で、将来的に財産として活用できるようなものについては、動かしがある可能性が高いというふうに認識をいたしました。

この山林の中でですね、雑木林、竹林とかいうような部類のもんですよ。極端に言えば、昔から林業行政の中で収益につながるような、ヒノキとか杉の育成をするのではなくて、昭和の初めとか、中間ぐらいまでは、まだ雑木林も炭の原料となるというふうなことで、山、一山を伐採してですね、炭焼き小屋をそこへ建てて販売するという目的での商売も成り立っていたようなんですけど、現状、その雑木林とか竹林の場合はどのようなお考えでしょうか。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。お答えさせていただきます。

山林は下川議員がおっしゃいましたように、植林と雑木林、あと竹林という形になってきます。

植林におきましては、もちろんいろいろ補助制度もございますので、森林整備が進んで行きやすい山になっております。

雑木については、正直申し上げまして、県内で市場というもの

がございませんので、森林整備をする経費と、それから、まきであつたり炭であつたり、売る経費等を考えた場合に、やはり採算が取りにくいというところになりますので、現状は、なかなか町としても整備ができていないというようなところが、現状でございます。

また、竹林に関しても同様でして、植林に影響を及ぼすようなところであればですね、施業委託をしている方に伐採をしていただくというようなこともございますが、竹林のみのところを積極的に整備をするということは、現状行っていないというところでございます。

以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい。ありがとうございます。

様々な支援策とつながる部分と、つながらない部分もあるかと思いますが、行政としてもしっかりそういうケースも見据えた上で、支援策の検討もされていると、いうふうなご答弁だと思います。

昨年の 6 月定例会において、不動産登記法の改正で、相続発生から 3 年以内の相続登記が義務づけられたことにより、若い世代から相続放棄の相談が増えていることをお伝えいたしました。

管理できない山を売りたい、寄附したいなどの相談が町にも寄せられているとのことでした。

不動産登記法の改正は、不動産の相続登記と、住所、氏名の変更登記が法律で義務化され、正当な理由なく 3 年の期限内に申請を怠ると、過料、罰金が科せられるというものです。

2024 年 4 月 1 日より前に相続した不動産で、まだ名義変更をしていない場合も対象となり、2027 年 3 月 31 日までに登記を完了させる必要があります。

来年の 3 月 31 日までには、2024 年 4 月 1 日以前の未登記部分が多数申請されてくると思われ、今後は相続の義務づけによって山林だけでなく、農地や宅地、建物についても同じように相続放棄の事例が増えてくると推測されます。

相続したくない山林以外の農地や宅地、建物の取扱いについて

も、早急に解決策を講じていく必要があります。

山林相続に関する解決策の1つとして、昨年6月の定例会では、売却を望む山林所有者と林業事業者をつなぐ提案を、本山町、仁淀川町の事例を挙げて質問いたしました。

今後においても、両町の情報を共有しながら、山林所有者にとって、よい取り組みにしていきたいとのご答弁をいただいておりますが、1年経過した現在の状況はいかがでしょうか。

進展があればお答えいただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

昨年6月にご質問いただきました、本山町、仁淀川町のような森林バンクの取り組みについては、現時点でも、当町としては行っておりません。が、山林の管理に悩まれている所有者にとっては、当町も遜色のない取り組みができているのではないかとこのころで考えております。

両町に組みの状況を確認したところ、申請面積、登録者数は増えていっているものの、売買等のマッチングにまでには至っていないということでした。

当町の場合は、売買というところではございませんが、所有者に代わって適切な森林管理を実施するものになります。

令和7年度の実績で言いますと、新たに約68ヘクタールの施業管理契約を締結をさせていただいております、これまでの管理契約の面積と合わせて約1,100ヘクタールほどの山林を所有者に代わって管理をするお約束をしていると、いうところがございます。このうち、林業担い手の方には、約270ヘクタールを委託をしているという状況です。

管理の整備の実績としましては、令和7年度に搬出間伐と切捨て間伐を合わせまして、約62ヘクタールの間伐が実施をできておりますので、これまで以上に適切な管理が進んできているというように考えております。

また、整備をした際に、木材の売上があった場合には、売上額の10%を所有者の方にお返しするという約束になっておりますので、返金できる場合には、1人当たり数千円から数万円の返金が

できているという状況ですので、山林を所有していることを負担に感じている方に、少しでも町に管理を任せてよかったということで負担が軽くなって、任せてよかったなと感じていただけるような取り組みになっていってるのではないかなというところでおっしゃっています。

以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい。詳しい説明をありがとうございます。

森林については様々な知恵を出し合いながら、管理に努めていただいているということが理解できましたが、人工林がメインになろうかと思うので、どうしてもその雑木林、竹林等についての管理人の方法についても、今後、検討が必要かなというふうに思います。

これまでの質問で、不動産に関する様々な法律により、所有者の管理責任が大きいことが確認できました。

法律とは、国会で制定される、全国民に適用されるルールのことです。社会の秩序を維持し、国民の権利や財産を守るための行動基準であり、個人を苦しめるものではありません。

質問の冒頭で申し上げたように、昭和の時代ではよい法律でした。法律を遵守できる社会環境が整い、法律に守られた農地や山林を活用し、収益を上げることができました。宅地や建物も人口が右肩上がりが増え続ける社会にあって、必要不可欠な財産でありました。

あの時代に活躍された皆さんは、昭和から 40 年足らずの間に状況がこんなに変わるとは、こんなに管理が難しくなるとは、と誰も考えはしなかったことでしょう。

皆さんは今、令和の不動産を取り巻く状況に、これらの法律が正しく運用されていると思いますか。私は適切に運用されていないと思います。

国会で運用方法に疑問符が立ち、国民の世論が、国を、政府を動かして法律は変わっていきます。でも、すぐに、この法律を変えることはできません。

ではどうするべきか。今困っている我が町の皆さんを、法律を

変えずに助ける方法を考えるべきです。

先月、5月30日の新聞報道で、2025年国政調査速報が発表されておりました。高知県の昨年10月1日現在の人口は、64万3,437人で、1920年、大正9年の国勢調査開始以来、最少となったことを伝えていました。

県人口の減少は、死亡数が出生数を上回る、人口自然減に転じた1990年、平成2年の調査から8回連続。国勢調査ではないものの、県統計で66万1,374人とされている1907年、明治40年の県人口も下回ったとの内容で、佐川町も、前回調査の5年前より1,067人減少しています。

人口減少が加速し、住民の不安が高まる中、同日の紙面には、「問われる令和の高知像」と題した解説が掲載されていました。

その内容は、県人口は大正時代を下回り、調査開始以来、最少となった。未知の局面に入る中、地域をどう維持していくかを考えなければならない。濱田県政は、2027年に34歳以下の若年人口の減少を前年比ゼロ、出生数4,200人などとする目標を掲げる。しかし、26年1月の34歳以下の若手人口は、前年から4千人以上減り、25年の出生数も3千人にとどまっている。目標はほど遠い。知事は人口減少下でも、持続可能な社会の実現をするためとして、「賢い縮小」を掲げる。縮小は地域の維持に、縮小が地域の維持に必要と言うのであれば、なおさら県民への丁寧な説明は不可欠だ。人口減少は、今後も続く。県民一丸で令和の高知像をどう描くかが問われている、との内容でございました。

私はまさに、賢い縮小を佐川町でも実践し、令和の佐川像を実現、佐川像の実現に取り組んでほしいと思います。

小回りの利く地方の自治体から、今できることに目を向けて、町民目線で地域の課題解決に取り組んでいくために、農地の適正な面積について提案をしたいと思います。

令和5年6月定例会で質問をいたしました、適切な土地利用のためのゾーニングを実現してほしい。

人口減少が進む中で、農業従事者も減少している。現在も、将来においても、管理できない農地を、法律で縛って後世に残す必要があるとは思えない。宅地など、求められる用途に活用する非農用地として、里山などの自然に返す選択をする。全体の面積を計画的に管理できる面積に、賢い縮小を行うべきだと考えます。

余談ではありますが、私の記憶では、米の生産調整が行われていた食糧管理法が 1995 年に廃止されるまでに、米の作付を抑制する転作対象物として、山田に植林をすることを推奨し、補助金を出しておりました。植林してから 5 年間は補助金を出し、その後は農地から山林へと地目を変換していました。

こんなことができるなら、農地から山林への地目変更も、国や行政の考え方次第で、簡単にできてしまうかもしれません。

話を戻してお尋ねします。

初めに、昭和の最後並びに令和の直近の農業センサスにおける、農地の面積と農業者数。その内訳と、農業者の年齢構成をお答えください。

あわせて、令和 5 年 6 月の質問以降、土地利用のためのゾーニングの検討はされましたか。このお答えについても、よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

センサスですけども、昭和最後のセンサスが、ちょっと自分のほうでよう探さなかったので、平成最初のセンサスの数字でちょっとご了承ください。

平成最初、1990 年、平成 2 年のセンサスと、2025 年の農林業センサスの数値でお答えをさせていただきます。

ただ、それぞれ調査対象と、それぞれの年度で調査対象となる、経営家の方が異なっております。例えば、1990 年でいえば、経営耕地面積の基準が、10 アール以上の農業事業体の方が対象となっていたものが、2025 年では 30 アール以上の経営体になって、調査の対象範囲が狭くなっているということもございまして、基準が異なることで、単純比較はできないということをご了承ください。

まず、経営耕地面積です。単位はヘクタールになります。

1990 年の経営耕地面積合計が 942。そのうち、田が 722。畑が 79。樹園地が 122。

2025 年が、合計が 394。田が、そのうち田が 305。畑が 60。樹園地が 29 という経営耕地面積の数値となっております。

次に、農業就業人口です。

1990 年は農業従事者のうち、主として農業に従事という項目になります。総数が 1,976 人。このうち、64 歳以下が 1,123 人で、57%。65 歳以上が 853 人で、43%。

2025 年は、農業に 60 日以上従事した人という項目になりまして、総数で 466 人。64 歳以下が 173 人、37%。65 歳以上が 293 人、63%ということになります。

単純比較はできませんが、減少と高齢化が進んでいるという傾向は読み取れるのではないかと、いうところで考えております。

また、ゾーニングの検討ですが、ご質問いただいて以降、具体的な検討ができていないというところが現状ですが、今後ゾーニングをする場合には、関係する部署が横断的に関連法令の整理を進めていくということが必要になると考えております。

また、そういった検討を進める際には、ぜひ下川議員にもご助言をいただきたいと考えておりますし、ご協力をお願いしたいです。

以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい。ご答弁をいただきました。

昭和の最終の年度については、ちょっと調査できないというふうなことで、平成 2 年、平成の一番最初の年度、1990 年から令和 7 年、2025 年、約 35 年ですか。この差の部分の情報をいただきました。

ただ、調査するにあたって、その基礎データとなる考え方が若干違うということで、そのまま対比ができないと、いうふうなご説明でございました。

ご答弁いただきました 1990 年から 2025 年、令和 7 年までの 35 年間で、農地面積 942 ヘクタールから 394 ヘクタールと、約 530 ヘクタール、57%以上の減。

農業従事者数は 1,976 人から 466 人、1,510 人、76.42%の減。

農業従事者で、65 歳未満が 1,123 人から 173 人へと、950 人、84.6%の減。65 歳以上は 853 人から 293 人へと、560 人、65.7%の減と、いうふうなお答えでございました。

統計数値の状況として、農地の存続率は、これは存続率というのは、平成2年の農地面積、経営面積が、令和7年に至るにあたって、42.64%残っていると。これに対して、農業従事者数は23.58%と、減少率が極めて高い。特にこれから、これから農業を担う65歳以下の現役世代は、15.4%まで減少が進んでおります。

今後存続する農地を、法律に、先ほど説明していただきました。本当に管理ができなくなったら大変な重責を担うような、法律に縛られた、この法律に従って本当に守っていけるのか、大いに不安が募ります。

そこでお尋ねをいたします。

さきに提案しました、農地の適正な面積、計画的に管理できる面積について、この場では詳しい質問は問いません。農業者人口であるとか、国の考え方、県の考え方、佐川町の将来の農業計画、農業像、そんなことは言いません。ただ、ゾーニング、管理計画、こういうものは本当に検討するべきかどうか。これだけまずお答えください。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

農地に関しては、下川議員もご存じかもしれませんが、農用地の定義というのは、農林水産大臣の定める指針の中で、集団的に存在する農地や、農業生産基盤事業の対象の農地については、農用地区域と設定するということがありますが、佐川町の場合は、ほぼ全域の農地が対象となっている状況でございます。

また、この農地について、非常にいろいろ縛りがあるということもございまして、国の指針の中で、令和17年までに確保すべき農地の目標というところが設定しているということもございしますが、農振、農用地の見直しというところが、令和10年に計画の変更ということになります。

そこに向けて、県とも協議もしながらですね、やはり適正な実情に近い農地にしていけるかどうか、農用地の範囲にしていけるかどうかというところも踏まえてですね、検討して、協議をしていくというところは、大事だということで認識をしております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい。ありがとうございます。

やはりですね、時代の背景に伴って環境も変わってます。農地法、昭和 27 年とかいうことも聞きました。

昭和 27 年にできた法律が、今まで、まさに適用されてます。どれだけ社会が変わりました、世界が変わりました。こんなに変わってるのに、おんなじ考え方で、それをずっと維持していること自体、非常に無理があるんじゃないかなというふうに考えます。

それでは、次に移る前に、先ほどのご答弁ですが、私もぜひですね、この件について多くの住民の皆さんにもご質問いただいておりますので、ご協力できるところはしっかり協力しながら、一緒に考えていけるようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、林地の将来的な管理と活用について、お伺いをいたします。

これまで育んできた自伐型林業のノウハウを生かして、森林資源を活用した産業の構築を目指すため、林地の集積作業を行い、要らない林地の集団化や、要らないというのは寄附したいとか、あたし必要ないとかいう林地のことです。を、集団化や活用に向けた計画を、林業事業者を交えてつくっていただきたい。

山を守る大切さを、町民の皆さんとともに共有し、公的な力を前面に出していける森林管理を行うべきであると考えております。

現在、佐川町の考えている森林管理、活用の計画があればですね、少しお聞かせいただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

現時点で明確な計画というところがあるわけではございませんが、施業委託をしている担い手の方の意見を聞きながらですね、森林整備を進めていく林地の対象エリア等は、決めて実施をしていっているというところでございます。

また植林につきましては、当然市場もございますし、整備が進

みやすいというところがございます。

一方、先ほど下川議員がおっしゃられたような、広葉樹であったり、竹林というところについては、現状では活用が難しいというようなところではございますが、佐川町にも自伐型林業推進協議会という協議会がございまして、林業関係者の方が集まっている会もございますので、そういったところでもいろいろなアドバイスもいただきながらですね、佐川の山を有効に活用していただけるような方法とかを、意見も聞きながら、積極的に実現できる、実現性のあるようなものをしていきたいなというところでは考えております。

まずは、植林をしっかりと整備をしていくというところに重きを置いて、事業としては進めていきたいというところで考えてございます。

以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい。ありがとうございます。

植林を中心としてと、経済活動も大事ですが、担っていただく皆さんの生活もございます。そういう部分についてはしっかりと。また、雑木林、竹林については、経済とつながる部分が、将来的に見つかれば、非常に計画が立てやすい状況になろうかと思えます。

私が申し上げました、町民の皆さんにしっかりアピールをしていくという部分においては、山林はご存じだと思いますが、山林の持つ多面的な機能というものがどれだけ公的なハード事業に勝る、何十億もかけた砂防ダムよりも、山林、山 1 つ守ることがどれだけ重要なのか。そのようなことをですね、しっかりと町民の皆さんとも共有しながら、山を守れば里山が守れる、みんなの生活も守っていける、災害も防げる。こういう考え方をしっかりと波及しながらですね、ぜひ、計画も一緒に進めていただければなというふうに思っております。

それでは最後に、所有権者が活用できない、処分に困っている空家対策について提案をいたします。

空き家の建つ宅地や、建物の現状を把握して、幾つかに分類す

る、区別することで、所有者の管理負担を少しでも軽減できる町独自の支援策を創設してほしい、とこのように要望いたします。

この要望内容は、2つ目の質問の、2番目の空き家対策の質問。この質問と関連する内容でもありますので、この場での答弁は求めません。

今回の不動産に関する質問については、ここ数年の間に、地域住民の声としてよく聞こえてくるものです。

法の解釈や運用、国や県からの計画や指導など、地方自治体として検討することが多く、この場で即答が難しい内容だと考えます。質問時間にも制約があることから、今回はここまでとし、次回に向けて内容の精査を進めていきたい、このように思います。

関係課長の皆さんには、引き続き検討くださいますよう、しっかりとお願いを申し上げまして、1つ目の質問は終わりたいと思います。

続きまして、2番目の質問です。

空き家バンク制度の現状と、人口減少を見据えた将来への展望についてお尋ねします。

冒頭にお話ししました議会懇談会において、毎年のように出てくる意見が、地域に目立つ空き家の活用に関する発言です。

人口減少が進む中で、地域に移住し活躍してくれる人材の確保は、行政はもとより、地域づくりに関心のある住民の皆さんにとっても共通の課題であります。

「この地域に住みたい、移住したい。」と移住希望者の声が聞こえます。しかし、「すぐに住む家が見つからないので移住できない。」との声。空き家はあるのに、なぜ住む家が見つからないのか。住民はこのように考えます。

一方で、行政側は、「有利な制度があるのに、なぜ空き家を貸してくれんろ。」「登録した空き家がたくさんあるのに、どうして借りてくれん。」など、住民と行政の間で思いの行き違いが起こっているかもしれません。

そこで初めに、双方の行き違いを整理する意味で、行政側の業務に対する考え方をお伺いします。

空き家バンク制度の担当課であるまちづくり推進課は、地域に与える人口減少の弊害を認識し、地域にある空き家を活用した移住・定住のための業務を、住民目線で進めておりますか。担当課

の思いをお答えください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

下川議員のご質問にお答えいたします。

全国的に少子高齢化が進行し、佐川町のような中山間地域では、地域コミュニティの維持や、地域産業の担い手の減少、集落機能の維持など、様々な面で人口減少が喫緊の課題であると認識しております。

町では人口減少対策として、移住・定住の取り組みを進めていますが、移住者にとっては、移住先での仕事や住まいの確保が重要な要件となります。

そこで担当課では、移住希望者が求める住まいができるだけ提供できるように、空き家の掘り起こしを行い、空き家バンク制度への登録を進めているところです。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい。ありがとうございます。

住民目線、住民と同じ思いで業務に当たられているということが分かりました。

また、移住者のための経済活動についても、併せて検討されているというふうなお答えでございました。

では、同じ思いを持って業務を行っているのに、なぜ地域に空き家が目立ち、移住者からは住む家が見つからない、と言われるのでしょうか。

では次に、地域にある空き家の把握と、空き家バンク登録に至る手続の流れについて、お尋ねをいたします。

どのような方法で空き家を把握し、所有権者との登録に、所有権者との登録に至るのか、お答えをお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

まず、空き家の利用に関しましては、空き家の所有者のご意向が大切ですので、空き家所有者への空き家バンク制度の活用についての働きかけを行います。

具体的な取り組みとしましては、集落活動センターで空き家バンク説明会を実施したり、4月の固定資産税の納付書を送付する際に、空き家バンクの活用のご案内文書を送付するなどがございます。

その後、所有者の方が空き家バンクを利用したいという意向がありましたら、空き家バンク登録申込書、空き家バンク登録書により申込みをいただき、その後内容の確認と現地調査を行います。

その結果、適当である場合に、空き家バンクに登録がされます。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい。流れについては理解ができました。

基本的に、今お答えいただいた内容というのは、集活での説明会であったりとか、それから税の納付書を発送するときに、ペーパーで情報提供するとか、基本的にはそれを見た空き家の所有者が、まちづくりのほうに伺って、申請をするというふうな流れであったように解釈をいたします。

続いて、先ほどおっしゃっていただいた業務を担当する、人的な体制等、空き家バンク制度の仕組みや運営状況、現在把握している移住者の数と、地域の空き家数についてお答えください。

また、登録できない物件の内容、利用者のニーズなど、運用していく上で課題となる要因についても、併せてお答えください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

現在空き家バンクの運用や、空き家の活用につきましては、まき、まちづくり推進課に会計年度任用職員の移住相談員1名と、担当の正職員1名を配置し、取り組みを進めております。

移住相談員につきましては、町外から来られた方で、移住者側の思いや困りごとなどが理解しやすく、自身の経験も踏まえた寄

り添った対応を行っております。

空き家バンク制度についてご説明しますと、町内にある空き家の有効活用をとおして、新たな定住者の確保するとともに、移住・定住促進による地域の活性化を図るため、空き家に関する情報提供を行う制度となります。建物の所有者の方に登録していただき、利用されたい移住者にも利用登録をしていただいた後、情報提供をする制度です。

また、町内空き家全体の数は、佐川町空家等対策計画の推計によりますと、約1千件となっております。

空き家バンクが始まってからの登録件数は112件。そのうち取下げ15件、成約件数70件となっております。

なお、令和7年度の新規登録は18件、成約件数が14件、利用についての問合せ件数は65件となっております。

また、6月2日時点にはなりますが、空き家バンクで取り扱っている物件の件数は27件です。

移住者数は、令和7年度は22名となっております。

登録に際しましては、申請があった後、現地調査を行います。目視で外壁や基礎、屋根といった構造的な部分の調査や、設備の状況を確認し、登録できるかどうかを判定しています。著しい老朽化やごみの状況など、居住に不適切と判断される物件については登録ができません。

利用者のニーズは様々で、住みたい場所や建物の状況、周りの環境など様々、そういった全てのニーズに対応することは難しいところです。

利用を見送る方の理由は、改修費用が想定以上かかりそうとか、近隣住宅が意外と近すぎる、想像より住宅の傷みがひどい、といったようなことが挙げられます。

なるべく希望の住宅の確保につながるように、引き続き、空き家の掘り起こしにも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10番（下川芳樹君）

はい。ありがとうございます。

空き家の把握や登録の件数は、本人の申出だけでは不十分であ

ると思います。

空き家のある地域の協力で、より大きな成果を得ることが重要です。地域にある集落活動センターや住民組織、自治会などの協力があれば、もっと多くの空き家情報が集まり、登録件数も増加するように思います。

そこで、これらの機関や組織との連携はどのようになっているのか、お答えをいただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

地域との連携につきましては、集落活動センターでの空き家バンク説明会を実施していることになります。

所有者の方への働きかけにつきましては、先ほどご説明しましたとおり、4月の固定資産税の納付書を送付する際のチラシ、案内文書の同封。それから令和7年度につきましては、電力の使用状況のデータを活用した現況調査を行って、空き家バンク制度で、空き家バンクで活用できそうな物件につきましては、所有者様宛のチラシの配布を行っております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10番（下川芳樹君）

令和6年6月の定例会で、移住促進空き家対策に地域おこし協力隊を、との質問を行いました。

空き家担当課の人的な補完と併せて、移住者の側に立った考え方、行政と住民の間に立って、柔軟に交渉できる、交渉力を期待いたしました。

現状では、まちづくり推進課による対応が中心で、地域の力を十分に生かし切れてないように感じております。

担当課の皆さんのご努力は十分に評価いたしますが、今一步、踏み出した取り組みとして、集落活動センターの支援員の皆さんと、地域住民を巻き込んだ移住促進と空き家対策を提案させていただきます。

地域に移住したい移住者の情報と、地域にある空き家の情報を

担当課とともに共有し、移住者、空き家の所有者との話し合いに、地域がともに参加することで、現状よりも成果が見える活動へと深化させ、進めていくべきだと思います。

この件について、ご意見があれば伺いたいと思います。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

現在は、先ほども回答させていただきましたが、移住相談員と担当職員の2名の体制で取り組みを進めておりますが、集落活動センターの実施事業の中には、移住促進に関する事業がございます。

センターには、地域について精通し、地域と役場のパイプ役として活動してくださっている集落支援員もおりますので、議員のおっしゃいますとおり、情報収集の仕方などを検討した上で、集落活動センターと連携し、また、住民の方の協力もいただいて、取り組みを進めていけたらと考えております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい、お答えいただきました。

そのとおりだと思います。

地域の中からですね、やはり空き家が目立つ、移住者に来てもらいたいのに移住者が来ない。このような課題が、お声として聞こえてくる中で、やはり目的は一緒なんですよ。

町も、空き家の活用、また人口減少対策として、移住の促進をしていこうっていう思い。住民側からも、地域の中で高齢化が進み、人口も減っている。こんな中で地域を支えていただく、そういう人材が、地域に住んでいただくことを望んでいる。

ゆえに、お互いが協力することに何の問題があるのかなというふうに思います。

そこら辺、なかなかボタンの掛け違いがあって、難しいような状況もあるかと思いますが、一歩踏み出すような活動を、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

先月 29 日の高知新聞に、未登記建物 2 割超えの見出し記事が掲載されておりました。

記事の内容は、現存するのに登記がされていない建物が、全体の 2 割超えを占めていることが 28 日、これは 5 月の 28 日のことですが、法務省の調査でわかった。登記が未完了のままだと、大規模災害が発生した際に、所有者の確認に時間がかかり、復旧の妨げになるとの指摘がある。固定資産税の課税漏れが生じる恐れもあり、法務省はさらに、詳しく調査するとともに、所有者に登記履行を促したり、登記官が職権で情報収集をできる方法を検討したりする方針である、とのことをございました。

この記事の中で、不動産問題に詳しい、橋本賢二郎さんという弁護士さんが発言をされておりますが、登記されていない建物は通常、その土地も含めて売買ができない。長年にわたり売買されず、登記もされない建物は地方に多くある。親族間の受渡しは登記申請への動機になりにくく、仮に登記しようと思っても、建築時の図面などの、必要書類が散逸していて、手間がかかるといった事情が考えられる。こういった建物は、住民がいなくなれば、空き家のまま放置されがちだ。新たな道路整備を、新たな道路整備といった都市計画を阻害するほか、治安の悪化にもつながりかねない。高齢化や過疎化が進む日本にとって大きな問題だろう、と述べております。

この調査は、法務省が昨年の 10 月から今年 2 月に、全国の市区町村を対象に、聞き取り調査を実施。未登記建物による支障に関し、1,009 自治体が回答したとのことでした。

ちなみに、佐川町のほうにこのような問合せがあって回答したかどうかについては、ここではお聞きいたしません。

1 番目の質問で、空き家の建つ宅地や、建物の現状を把握し、幾つかに分類することで、所有者の管理負担を少しでも軽減できる、町独自の支援策を創設してほしいと要望いたしました。

幾つかに分類する上で、空き家の建つ宅地や、建物の現状を把握する作業が必要です。

新聞報道のように、未登記の建物が、例えばですが、町内に 2 割超え存在するということになるならば、町内の未登記の住宅と空き家も併せて調査し、空き家の建つ宅地や建物の現状を把握する資料として役立ててほしいと考えます。

納税義務者や床面積を正確に把握できないことによる課税漏れや、大災害での復旧の妨げ、都市計画の阻害、空家対策など、考えただけでも、住民課、建設課、まちづくり推進課に関わる内容です。

役場内で連携して取り組みを進めていただきますよう、お願いを申し上げまして、2番目の質問は終わりたいと思います。

それでは3番目、最後の質問です。

本年10月1日より、全ての企業や自治体において、カスタマーハラスメントから労働者を保護する関連法が施行されます。

昨年の12月定例会において、佐川町の対応、対策についてお尋ねをいたしました。

役場、農業委員会、じゃない、ごめんなさい、役場、教育委員会、高北病院、健康福祉課管轄の福祉現場などの状況と、令和8年9月中までに措置を講じたい、カスハラ行為の定義の明確化や、適切に対応するための相談体制など、佐川町に適した実効性のある内容となるよう精査していく。このように、このときの総務課長は答弁されております。

10月の施行まで、残すところ4カ月足らずとなりました。

職員にとって大変重要な内容であることから、現在の進捗状況を確認するため、取り組みを進めている部署ごとの進捗内容をお聞かせいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

下川議員の質問にお答えをさせていただきます。

本町のカスタマーハラスメント防止につきましては、職員の安全及び健康を確保し、職員が安心して働ける良好な職場環境を守ることで、公務の円滑かつ適正な執行と、公正公平な行政の実現を図ることを目的として、本年10月1日からの施行に向けて、条例、規則、対応マニュアルを策定する予定としており、準備を進めております。

今後のスケジュールにつきましては、6月中には職員に素案を提示し、同じく今月中に対応マニュアル作成のための、各所属のヒアリングを実施後、来月中に条例、規則、対応マニュアルのそ

それぞれの案を作成し、施行に向けた必要な事務手続を進めてまいりたいと考えております。

また、条例案につきましては、9月定例会に議案を提出をさせていただく予定としております。

なお、住民の皆様への周知につきましては、広報さかわへの掲載、公式LINEでの発信を予定しております。

10月には職員研修を実施、理解を含め、深めていくこととしております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。下川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和7年の12月議会で、この件についてのご質問にお答えをさせていただいております。

その際に、校長会と教育委員会は、弁護士など専門家の支援もいただいて、教職員向けに保護者の皆様に向き合い、ご理解ご協力をいただくためのマニュアルを策定しましたと、このように申し上げます。

これにですね、カスタマーハラスメントについての記載もございますので、それを中心にご説明を申し上げます。

各校で先ほど申し上げました保護者、地域との関わりマニュアルを中心に、年度末に職員会で1年間の取り組みと事例を報告しました。

それを3月定例校長会に持ち寄り、事例報告を求めましたが、その中にカスタマーズハラスメントに該当する報告はありませんでした。

またこれ、年度ごとに内容を確認して修正をしております。各学校で年度当初の職員会で、このマニュアルの説明をし、取り組みの周知徹底に努めております。

この際にですね、私も各PTAをということを12月議会でご説明申し上げましたけれども、そのとおりに、町立5小中学校の各PTA総会において、学校教育について、ご報告し、ご理解とご協力をお願いする際、このマニュアルの概要をご説明し、今の時代ハラスメントは許容できず、不幸にも万一の場合には毅然とし

た対応とならざるを得なくなるという旨をご説明をし、ご理解をいただくように努めております。

またですね、この法律には、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備というようなことが書かれています。

これにつきましても、教育委員会ではこの改正に沿う形で、マニュアルの周知徹底に努めますとともに、若年教職員にカウンセラーが対応するための予算の増額を３月議会でお認めいただきまして、教育相談員やスクールカウンセラーによる相談支援体制を充実させると、いうことをしております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

下川議員のご質問にお答えいたします。

佐川町病院事業におけるカスタマーハラスメントにつきましては、町の方向性と、国が示しております指針に沿いまして、当病院事業のペイシェントハラスメント対策としての指針の素案を作成中です。

６月には、その素案を院内会議に諮りまして、９月には指針を策定する予定としております。

患者や利用者の皆さんへの周知につきましては、病院ホームページや、施設内へのペイシェントハラスメント対策指針を提示いたしまして、ご理解をいただくように努めていくように考えております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうから、健康福祉課の所管の町内の介護事業所、そして障害福祉の事業所、そして保育の保育所ということで、直近の状況について聞き取りを行っております。

まず、それと併せてですね、国とか県からいろいろ通知がございましたら、その都度情報共有をさせていただいておりますけれども、その中で介護事業所についてはですね、聞き取りを怠った

中で特に佐川町が指定しております地域密着型の施設、5つの施設についてですね、マニュアルの整備、既に済んでいるか、もしくは予定ということをお聞きをしてる。現状はそういったところでございます。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい。ありがとうございます。

役場総務課、教育委員会、高北病院、健康福祉課管轄のお話を伺いました。

皆様、それぞれですね、10月1日に向けてそれぞれの管理する職場の中で検討を進めていただいているということをお聞きいたし、安心をしております。

そこでですね、総務課のほうにちょっと代表してご質問をしたいと思いますが、先ほどご答弁いただきました条例、規則、対応マニュアルを策定するために、6月中に各所属のヒアリングを実施されるということでした。

具体的にはどのような内容のヒアリングを、どのような部署で、どのような対象者を対象として行う計画なのか、ご答弁をお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、下川議員の質問にお答えをさせていただきます。

ヒアリングの目的等につきましてですけれども、全ての課を対象にする予定であります。

本マニュアルを現場で真に役立つものにするためには、何がカスハラに該当するのか、どのように対応すべきかについて、職員が現場で迷わないように、実効性のある内容にすることが最重要であるというふうに考えております。

窓口や電話対応におけるカスハラの種類や対応はですね、各課の業務の特性によって異なる場合がありますので、各現場の実態に即した具体的な事例と、具体的な対応方法を洗い出して、できるだけ迷わないようにするように、マニュアルに記載することができるよう、ヒアリングを実施したいと思っております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい。各部署とも誠意あるご対応ありがとうございます。

10 月 1 日からはですね、本当にカスタマーズハラスメントがな
いような、本当に職員が守られていけるような、そのような安
心して働ける職場づくりを目指していただきたいと思います。

余談でございますが、本日、私、初めて一般質問で 1 番に登壇
することができました。13 年目にして初めてです。もう大変うれ
しくて、昨日はちょっと眠れませんでした。

そんなこともありまして、今回の質問で燃え尽きてしまいそう
な感じでしたが、なかなか課題もございまして、また来
期質問をさせていただくということで、しっかり今回のこの感動
をかみしめながら、次回に向けて頑張っていきたいと思います。

本日はありがとうございます。

議長（松浦隆起君）

以上で、10 番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

ここで、10 時 40 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 28 分

再開 午前 10 時 40 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、3 番、安田節子さんの発言を許します。

安田さん。

3 番（安田節子君）

3 番議員の、安田節子です。

議長のお許しを得て、質問をしたいと思います。

私は自分の公約の中に、平和なまちづくりに向けて、非核宣言
の町の、宣言をしている町ということを町民にアピールをする取
り組みを進めますということを公約にしてありました。

今、何かあわや戦争に巻き込まれるかもという不安が、町民の
中にもあります。

それで、1つ目の平和のまちづくりについて質問を構えました。丁寧なご答弁よろしくお願いいたします。

それでは通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

「非核の町宣言」っていうのはご存じでしょうか。「非核の町宣言」っていうのは、日本国憲法の平和主義に基づいて、自治体が主体となって核兵器廃絶と恒久平和を全世界に訴える宣言です。

日本全国の1千を超える自治体が、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則の堅持を求めて表明をしております。

佐川町も今から40年前、1985年3月14日に宣言をいたしました。そして標柱を建てて、町民にアピールをしております。その前に示してありますが、それが標柱です。ご存じでしょうかね、玄関の入り口のところに、でんと座っております。

私は、平和で戦争がないっていうことが、幸せなまちづくりの大本であると思っています。

今、世界を見渡せば、ロシアによるウクライナの侵攻だとか、アメリカやイスラエルのイラン攻撃であるとか、イスラエルのガザでの虐殺など、戦火に絶えません。国連安全保障常任理事国である大国が、自ら国連憲章や国際法をじゅうりんして、自国の利益のために他国を攻撃する行為は、許されるものではないと思います。世界中でも批判の声が上がっています。

ホルムズ海峡の封鎖で、ガソリンやナフサが不足することも本当に困ったことですが、私自身としては、まずこの戦争を止めたいと切に願っています。

日本でも2015年に安全保障関連法が成立して、集団的な自衛権の行使が可能となりました。自国が攻撃されてなくても、同盟国が攻撃されると、反撃することができるようになったのです。

そして、反撃のための備えとして、中国まで届く長射程ミサイルも既に配備されました。今年4月には、今まで抑制していた殺傷能力のある武器の輸出も可能となりました。既に防衛大臣が売り込みの外交をしています。

第二次世界大戦で2千万人というアジアの大陸の人々の命を奪い、自らも空襲や原爆で悲惨な戦争体験を持ち、平和が大切であると身にしみて、戦争を放棄した平和憲法を持つ日本が、再び戦争の加害者にも被害者にもならないことを、私は求めたいと思い

ます。一度戦争になれば泥沼で、終わりにすることは本当に難しいんだなということを、今、目の前で繰り広げられている戦争を見て思います。

一番大切なのは、戦争に至らせない外交の努力だと思います。

この80年間、日本が戦争に巻き込まれ、他国民を殺すことも、自国民の命を戦争によって失うこともなかったのは、平和憲法の九条が盾となっていたからだと思います。

憲法九条を守り、世界の平和に貢献する。政府はそこにこそ、力を入れてほしいと思っています。

先日、平和行進のときに、平和行進実行委員会が自治体要請に、佐川町に伺いました。ちょうど町長さんは、町長は出張ということで、副町長と議長が対応してくださいました。お二人とも「平和は大切との思いは、子供たちにも伝わっており、主義主張は違っても同じ思いである。」とおっしゃってください、心強く思いました。

そこで、非核宣言の町の町長として、平和なまちづくりをどのように進めていくのかということ、町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

安田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

非核三原則であります、「持たず、作らず、持ち込ませず」の理念におきましては、平和国家としての基本姿勢でありまして、佐川町としましても、その精神を尊重しているところでございます。

核兵器がもたらす脅威は依然として世界に存在しておりまして、町としましても、被爆者の思いを受け止めつつ、平和の大切さを町民の皆様に伝えていく責任があると考えております。

残念ながら、現在、世界各地で紛争や軍事的緊張が続いておりまして、核兵器の使用が懸念される発言も見られるなど、戦争への脅威は、決して遠い国だけの問題ではないと認識をしております。

戦争は多くの人、多くの尊い命を奪い、人々の日常や地域社会を一瞬にして壊してしまうものでありまして、私たちはその歴

史を決して忘れてはならないと考えております。特に、唯一の戦争被爆国である日本におきまして、被爆者の方々が訴え続けてこられた、核兵器のない世界の願いを重く受け止める必要があります。

本町としましては、非核三原則の理念を大切にしながら、平和教育や啓発活動を通じて、戦争の悲惨さと平和の尊さを、次世代へ伝えていくことが重要であると考えております。

我が町はですね、世界の恒久平和と核兵器の廃絶を心から願い、先ほど安田議員からも質問の中にありましたが、1984年に非核宣言を行いました。

この宣言は、行政と町民が一体となって平和への誓いを新たにするための重要な道しるべであり、町長就任以来、その理念を、重みを心に刻んでおります。

先ほど申し上げましたが、現在、国際情勢は緊迫の度を増しております、平穏な日常の尊さを改めて痛感させられる日々が続いております。

このような時代だからこそ、悲惨な戦争の記憶を風化させず、次の世代へ語り継ぐことが、地方自治にとって極めて重要な役割であると考えております。

とりわけ、これからの未来を担う子供たちに対する平和教育は、平和なまちづくりを進める上で、根幹をなすものでございます。何より、子供を戦場に送ってはならないという気持ちは、私も十分確信しております。相手を思いやる心や、命の尊さを学ぶ平和教育に力を注ぐことこそが、真に持続可能な平和社会の基礎を築くものと確信しております。

なお、学校現場における具体的な平和教育の取組内容、今後の実施策につきましては、この後教育長より、ご説明をさせていただきます。

私としましては、今後とも平和の精神をしっかりと堅持し、核兵器のない平和な世界の実現に向け、町民の平和意識の醸成に努めていきたいと考えております。教育委員会とも緊密に連携しながら、子供たちが笑顔で健やかに育ち、誰もが安全で安心して暮らせる平和なまちづくりの実現に向けて、国、県とともに全力を尽くしていきたいと考えております。

何より一番は、戦争のない国が一番いいことだと思っております。

すので、議長と副町長のほうに訪問していただいたときは、その旨もお二人から聞いていると思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3 番（安田節子君）

町長、心強い、本当に力強い平和への思いを語っていただきまして、本当に胸にずんと来ました。平和教育とか、啓発で、次世代の子供たちにもその思いを伝えていくという、その町長の思い、すごくよく分かりました。ありがとうございました。

なお、既に日本は戦争する国へと歩み始めていると私は思っています。人を殺傷する武器でお金もうけをしても、豊かな国にはならないと思います。国民を監視して疑心暗鬼の国になったら、本当の幸せっていうのは遠のいてしまいます。

先人は、「戦争は廊下の片隅に立っていた」と言いました。気がついたらそこにあったと、知らず知らずのうちに近寄ってきたと。

町長の思いをすごく受け止めましたので、もし国の動きにもこれはおかしいぞ、というようなことがありましたら、ぜひ、声も上げていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

1 つだけ付け足しなんですが、非核宣言の町というのを、先ほど、町長の思いはすごくよく分かりましたので、その周知させる取り組み、啓発とも言われましたが、「非核三原則宣言のまち佐川」っていうその標柱なんですけども、役場の入り口のすごくいい場所に建っていました。けれども、私は恥ずかしながら、今回の質問で、どこにあるのかなと思って確かめたところが、いつも車を停めているところにありました。

今度から、ここにあるなと思いながら車を停めたいと思ったのですが、40 年も前のことなので、知らない方も多いんじゃないかなと思います。

年に一度、何か広報でお知らせをするとか、こういうのをしていますよとかって知らせるとか、「文教のまち佐川」のように、「平和のまち佐川」っていうことで売り出してみるとか、その周知のための取り組みをしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、ご質問にお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃいますように、我が町が誇る平和の精神を風化させることなくですね、次の世代へとつなぎ広げていくという思い、熱い思いにつきましては、私も全く同じ気持ちでございます。大変、貴重なご意見をありがとうございます。

議員さんからはですね、平和のまちについてですね、標柱でありますとか、そういったことについての広報、広報へ載せたらどうですかというご意見でございました。

私たちが目指す発信のあり方につきましては、イベントなどを通じて、外に向けてアピールすることだけではないと考えております。

本当の意味での平和の尊さを地域に根づかせ広げていくために、何より大切なのは、今、この町で育っている子供たちへの平和教育、そして家庭や地域、そして学校現場において、一步一步、着実に進めていくことではないでしょうか。

学校生活の中でお互いに違いを認め合い、命の尊さを学び、相手を思いやる心を丁寧に育む。この子供たちの学びの積み重ねこそが、やがて、それぞれの家庭へ、そして地域社会へと、温かい平和のともしびとなって自然に広がっていくものと確信をしております。

あえて特別なアピールを行わずとも、日々の教育活動を実直に積み重ね、充実させていくことが、我が町における最も確かな平和なまちづくりの姿であり、持続可能な未来への道筋であると考えております。

私としましては、今後とも平和の理念を大切に抱きながら、教育委員会ともしっかり手を携え、子供たちの心に、平和の種をしっかりとまき、育てていけるよう誠心誠意取り組んでまいりたいと考えておりますし、標柱のPRにつきましては、また今後、協議をさせていただいてですね、協議をさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3 番（安田節子君）

はい。どうも、ありがとうございます。

ぜひ、何かの機会に標柱については、またアピールの取り組みもしていただきたいと思います。

子供たちに対する平和教育が大事という、町長の思い、すごくあの、深く受け止めましたので、今後ともそういう姿勢で臨んでいただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

続きまして、未来を担っていく子供たちなんですが、私も今を生きてる子供たちが、自分の孫たちも含めて、平和な社会に、生きてほしいものだと願っています。

そして子供たち自身にも、平和の大切さを学んでほしいというふうに思っています。子供たちに向けて、学校では平和教育に取り組んでいることと思いますが、佐川町としてはどのような取り組みをしているのかお聞かせ願います。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。ご質問ありがとうございます。

我が町における平和教育についてのご質問にお答えをさせていただきます。

教育基本法には、その前文に、我々日本国民は、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うとし、教育の目的として、人格の完成を目指し、平和で民主的な国及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すると、こう示してございます。

学校での教育活動は、これらの理念と目的を達するために実施されるもので、学習指導要領における平和教育は、戦争の悲惨さや平和の尊さ、国際理解を深めることを目的とし、主に社会科や道徳を中心に展開をされております。

佐川町でも従来これに従いまして、平和教育を実施し、夏休みの登校日に平和学習をしたり、修学旅行では広島に訪問して原子爆弾の被害を学ぶとか、こういうことに取り組んでまいりました。

その上で、郷土佐川における身近な戦争についての学びが十分ではないのではないか、との反省がございまして、この4月改訂

いたしました、ふるさと教育副教材「サカワーク」の高学年用と同デジタルに、防災学習、北見市における開拓、環境学習と併せて、平和学習の教材を追加してございます。

これにつきましては、お二人のですね、町内の体験をなさった方の貴重な証言、これは語り継ぐべきものだと思います。こういったものを動画に収録するなどしております。

こういうものを学校教育で十分活用するとともに、社会教育、生涯学習の場面でも活用したいということを考えまして、クラウド上に載せてありまして、QRコードにスマートフォンなどをかざすと閲覧できるようにしてあります。

これを近々、広報などで広く町内にお知らせをしたいと考えております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3 番（安田節子君）

町内における取り組み、聞かせていただき、本当に積極的に取り組んでいただいているということがよく分かりました。

特にサカワークに、今年度、3 分野、新たに付け足して、防災と、それから北見市との交流と、平和教育というのを、平和の取り組みについて付け足したというふうにお伺いしました。

その中で、大きな、もう本当に 90 代後半になる、お二人の方の貴重な証言も収録されているということで、すごく感心しました。けれども、そのことは本当に知らされてなくて、これから知らせていくんでしたね。QRコードでかざすと、スマートフォンでもその重要な証言というのが見ることができるということで、すごい貴重な、いい取り組みをしているなっていうふうに思います。

なお、そのコーナー、今のお二人ですね。矢野さんとそれから久川さんと。私にとってもそのお二方はすごい大先輩で、よくぞ、このお二人の証言を保存してくださったと思って感謝しておりますが、このコーナーをさらに広げていくというようなお考えはないんでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。ご質問にお答えをいたします。

まだアップしたばかりというか、つくったばかりですので、そこまでは考えておりませんが、これにはですね、学習者の達成感とこれから、これらの教材の成果を測るためにですね、サカワーク検定というものをつくっております。

これもクラウド上に載っておるわけですし、こういったものですね、結果何かも解析しまして、先行きにですね、これをまた充実をさせていく、というふうに成果を測りながら、またその次を考えていくというふうに考えております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3 番（安田節子君）

ぜひ、この取り組み、広げていただきたいと思います。

そして、なお、たくさんの人が視聴できるように、こういう取り組みをしているよ、っていうアピールもしていただきたいと思いますというふうに思います。

これからサカワークだけでなく、佐川町としても平和の取り組みが広がっていくことを願っています。

今日は、本当に町長の深い思いもお聞きすることができ、それで佐川町の取り組みについてもお聞きすることができました。世の中、本当に大変な時代になっていると思いますが、一人一人の心の中に思いやりとか、平和の心が息づいていくような町になったら、本当に住みやすい町になるのではないかなというふうに思っていますので、なお、取り組みよろしく願いいたします。

1 番の質問は終わりたいと思います。

続けて 2 番の、小中学生の教材費の補助について質問したいと思います。

憲法の第 26 条ですが、義務教育費は無償とすると書かれてありますが、そのことについての見解をお伺いいたします。

憲法第 26 条は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」として、教育を受けることは国民の権利であるというふうにうたっています。そして、国民は子供たちに普通教育を受けさせる義務があり、義務教育はこれを無償とする、というふうにしています。

私は、義務教育費にかかる費用は本来無償であるべきだと思います。

ヨーロッパの諸国では、教育は未来への投資であると考えられており、教育予算が手厚く、日本の教育予算は、国内総生産GDPに占める割合が2022年の資料で2.86%です。OECD諸国の平均が3.96%なので、日本の教育にかけるお金っていうのは、かなり低レベルです。しかもその2022年から、現在2026年にかけて、文科省の予算はずっと横ばいです。それに比して、防衛予算は、ほぼ倍加という現実には驚きます。2022年には教育予算と、防衛省の予算は同等でした。今は大いに開いています。教育にはお金をかけない、ということなのでしょう。

そんな中でも、佐川町では、先進的に給食費を無償として、保護者の負担は大いに減ったことだと思います。今年度より、国も小学生の給食費を無償としましたので、佐川町の施策が一步先んじていたと思います。

子育てしやすいまち宣言の面目が躍如したと思います。

町長は、この義務教育費は無償とするということについて、どのように考えておられるのか、お聞きします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい。ご質問にお答えさせていただきます。

義務教育の無償につきまして、お答えさせていただきます。

日本国憲法には、国の義務として、それぞれの子供に普通教育を受けさせることを規定し、義務教育は無償であるとしております。

このことは、本当に未来を担う子供たちが、家庭の経済状況によらず、等しく教育を受けることができる点で本当にすばらしく、誇らしいことだと考えております。

私は常々、教育の姿は国の姿であり、また、まちの姿であると考えておりまして、文教のまち佐川の将来を支える子供たちのために、教育の質の向上と、給食費の無償化をはじめとする、子育て支援により教育の振興に努めております。

このようにですね、国は国としての姿勢を示し、制度を整え、財政的に裏づけ、町は町として直接住民に向かい合い、責任を負

う基礎自治体として、教育に対する姿勢を示し、取り組んでいくことが重要であると考えております。

国のほうのですね、防衛予算が増えた、教育に関する予算がちょっと横ばいということに関してはですね、国のレベルですので私のほうから、何でそうなったかというのはちょっとお答えはできるような資料を、高市先生からも聞いておりませんのでお答えはできませんので、よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3 番（安田節子君）

はい。町長の基本的な姿勢、町民がやっぱり等しく教育を受けられるように、町民に寄り添って、施策を行っていくという、町長の考えが本当によく分かりました。

そこで小中学生の副教材ですけども、保護者の負担額についてお聞きしたいと思います。

私自身も小学校の教員をしていましたので、その副教材費として、保護者から毎月集金をするわけです。それ、結構な額になるんです。ドリルやテスト代、それから様々な副教材ですね、図工であつたりとか、理科の実験であつたりとか、何か本当に様々な副教材を、保護者から徴収するので、これ何とかならんのかなっていうふうに思っていました。

また、入学の折には、その鍵盤ハーモニカであるとか、クレパスや色鉛筆、体操服など、なるべくその負担にならないようにと考えても、結構なその額になります。

この小中学生のその副教材費は、どのくらい保護者が負担しているのかということ、分かる範囲でお知らせください。

お願いします。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

副教材だけでよろしいですかね。トータルに。はい、分かりました。

はい。では、お答えをいたします。

副教材の年間負担額につきまして、これ例ですけれども、今年度の佐川小学校で、1年生で6,070円、年間です。2年生、5,15

0 円、3 年生、6,280 円、4 年生、7,400 円、5 年生、9,620 円、6 年生、9,100 円と。

佐川中学校では、1 年生、1 万 500 円、2 年生、1 万 2,105 円、3 年生で 5,720 円となっております。

これらの副教材を含めまして、PTA の会費、宿泊的行事などの保護者負担金は、トータルにしますと、町内各小学校では少ない学年で、年間 1 万円弱から 1 万 3 千円、多い学年で 2 万円弱です。

中学校では 2 万円前後で、これに部活動に入っている生徒につきましては、年間 3 千円から 2 万円強の費用を集金をしておるといことです。

以上です。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3 番（安田節子君）

はい。副教材だけでなく、クラブにかかる費用なども調べてくださり本当にありがとうございました。

そう、これ本当に、年間にしてみると、すごく大きな額ですね。中学生に至っては、クラブ活動費を入れると 2 万、月 2 万、月じゃない、年間 2 万の負担になったりして大きな負担になっていると思います。

現在、物価高騰の折、生活費にも大きな負担がありますので、この学校で使う副教材に対して、何とか支援ができないでしょうか。副教材の補助というのができないかなということで、お伺いしたいと思います。

ちょっと、この表を見てくださいますかね。見にくいですが、見にくいですね。

これ近隣の町村で、副教材についてどれほどの公費の負担をしているのかというのを調べました。

仁淀川町は、小学生 1 千円、中学生 1 千円の補助を行っています。

越知町は、小学校入学時にお祝い金の 1 万円を渡すのと、令和 8 年度については、小学校で 142 万 9 千円、中学校で 849 万円の予算を組んでいて、その中から支援していくということで、学校では現金の取扱いはしないと、いうふうにしているようです。

佐川町は、教育長にお聞きしましたら、特にその教材費の支援というのではないのですけれども、そのドリルなどをデジタル教材を使って、なるべくドリル代が要らないように工夫をしているというようなお答えでした。

日高村も特になしで、いの町は、小学生 1,500 円、中学校 3,500 円というのを町で負担しているようです。

四万十町は、小学生は 1 万円以内、中学校は 1 万 5 千円以内で、かかった教材等を確認して、学校では現金を使わず、教育委員会のほうで払っているということでした。

以下、黒潮町、それから中土佐町も、かなりのしていますね。

それで、本当に特別手厚いなど思ったのは、大豊町の、9 年間にわたって、月 1 千円だから年間 1 万 2 千円程度の補助を全学年にしていって、中学校入学時には体操服とか、水着とか購入とかも、補助があるそうです。小学 6 年生が制服を購入するときには、6 年生から中学生になるという、中高一貫で、中学校の制服購入の際には、基金から一律、補助を出しているというようなことでした。

それは学校の規模とかによって違いますよね、大豊町だったらもう全町で、子供たちが 110 人なので、もう手厚くしていますというようなことでした。

教職員の働き方改革の一環として、学校では現金を扱わないと。教員の負担を減らすことと、副教材費の公費負担がつながっている自治体も、調べてみると結構たくさんありました。

一律にはできないと思いますが、佐川町として、その副教材費の保護者負担の軽減に取り組んでみてはいかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。教育委員会のほうからお答えをします。

町ではですね、保護者負担の軽減のために小中学校の給食費を無償とし、18 歳までの医療費を無料としております。

また、経済的に困窮してるご家庭につきまして、これ日本全国どこでもそうですけども、要保護、準要保護などの就学援助を実施しております。

その上に、先ほど議員もご指摘になりました、個別最適な指導

を目指し、かつ、教員の業務負担の軽減も目指しまして、人工知能型の教材、ベネッセ社の「ミライシード」というものも、町の予算で導入をしております。これを十分に活用しまして、副教材費を削減することを各校に求めています。

これ、「ミライシード」を使えばですね、副教材代が減りますので実質負担が減ると。さらに町長の発案によりまして、中学生対象に、進路対策のための無償の公設塾も開設をしております。

このような取り組みをしておりますので、今のところ副教材についての保護者負担金を公費で負担、もしくは補助する予定はありません。

先ほど現金をとというお話がございましたけども、これは既に基本的には口座振込になっております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3 番（安田節子君）

ありがとうございました、ご答弁。

いろいろな部面で施策をしているので、あえて副教材について、公費による負担は要らないという、今のところ予定していないということでした。

総合計画の 2 章の施策内容というところを見てみますと、教育の分野のところでは、町民の満足度調査が「教育環境が整っている」と思うというのが 46.6%で、これをこれ以上に増加させるのが目標であるというふうになっています。

健康・福祉の分野では、給食費や保育料の無償化など、経済的支援を中心に、この 10 年間で子育て支援は飛躍的に充実してきました。加速化する少子化に少しでも歯止めをかけるために、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を一層充実させ、安心して子供を産み、育てることができる環境を整えていくことが必要です、というふうに書かれてあります。

ぜひ、この副教材費の公費負担に取り組んでいただいて、保護者から、やっぱり佐川町は、施策が充実しているなというふうにと、いうふうに思われるように取り組んでいただきたいなと思っていますが、再度、教育長お願いします。構いませんか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。議員のおっしゃることもまことにもっとも、ごもっともだと思いますけれども、今のところですね、先ほど申し上げましたようなことと、財政上の制約もありますので、現在のところは考えておりません。

今後、これはまた町長がおっしゃることですけれども、現在実施しておる子育て支援策に合わせまして、今後さらに検討する支援策やら教育振興策も、本当に教育にはですね、手厚くいただいておりますので、このあたりのトータルバランスの中でですね、町として可能な範囲で町長に考えていただくということになると思います。

以上です。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3 番（安田節子君）

はい。ぜひよろしくお願いします。今後の課題としてお願いしたいと思います。

それでは続きまして、第3番目の質問ですが、2026年度職員の定数と配置について、というところをお伺いしたいと思います。

第6次佐川町の総合計画が策定されて、今後10年間のまちづくりの指針というものができました。

町長は、これからのまちづくりは、行政だけでは成し遂げられるものではなく、町民や地域団体、事業者とともに考え、行動していく協働の取り組みが不可欠というふうに述べています。

人口減少や少子化、高齢化など大きな課題がありますが、住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思うまちづくりには、行政と町民の共同が大切であるというふうに思っています。

そのことを町行政がしっかり認識していただいて、前面に立って、町民とともに働いてほしいものだと、地域の住民もみんな願っています。

そのためには、町職員の働く環境というのが十分なのでしょうか。一時期、若年退職が多くて、働く環境が心配された時期が、あったと思いますが、現在、職員はきちんと配置されているのでしょうか。定数条例に基づいた職員配置の状況について、お聞か

してください。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、安田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

佐川町職員定数条例における各部局の定数と、現在の実際の職員数につきましては、条例上の定数は、町長部局 108 人、教育委員会部局 15 人、学校給食 11 人、議会事務局 3 人、農業委員会 2 人、水道事業 4 人、病院事業 114 人となっております。

これに対しまして、現在の実際の職員数は、町長部局 102 人、教育委員会部局 13 人、学校給食 10 人、議会事務局 3 人、農業委員会 2 名、水道事業 4 人、病院事業 104 人という状況でございます。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3 番（安田節子君）

ありがとうございました。

先日の町長の行政報告で、近く採用試験実施の報告もありましたので、ほぼ定数どおりに配置されているということなのかなと思いました。

それでも、保健師さんの応募は何か、ゼロ人だったと思います。

なお、職員配置が足りずに、そのオーバーワークになっているところはないでしょうか。

それから、職員の皆さんはやりがいを持って働いているのでしょうか、お聞かせください。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい。お答えさせていただきます。

オーバーワークについてですけれども、特に町長部局の 6 人不足をはじめ、役場全体として、職員の業務負担が増大している状況にあるかなというふうに感じております。

やりがいにつきましてはですね、職員の多くは、現在の厳しい人員状況の中でも、町民のため、佐川町をよくしたいという強い

使命感と責任感を持ち、日々職務に励んでいるものと認識をしております。

しかしながら、人員不足が続く中では、幾ら高い志やですね、やりがいを持っていても、身体的、精神的な疲弊が蓄積し、やがてそのやりがいやモチベーションがそがれてしまうのではないかなと、いうふうに危機感を抱いております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3 番（安田節子君）

職員の新規の採用が、職場環境の改善につながるよう、引き続き尽力をしていただきたいというふうに思います。

働きやすさとかにも関わりがあるかと思いますが、昨年度も若年の退職者が何人かいらっしゃったと思いますので、その実態をお伺いしたいと思います。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい。お答えをさせていただきます。

退職者の内訳につきましては、60 歳到達に伴う退職者が 3 名、それ以外の普通退職者が 4 名となっております。

それぞれの普通退職理由につきましては、個人のプライバシーに関わる事柄でもあることでして、町としては把握をしておりません。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3 番（安田節子君）

はい。若年退職された方のその理由というのはつかんでないということですが、専門性を生かした仕事ができなかったことが、退職の一因であった方がいらっしゃったとも、お聞きしています。

職員は一応、一般行政職として採用にはなりますが、役場の中でその専門職として採用になるのは、どの職種の方なのかお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい。お答えをさせていただきます。

現在のところ、佐川町行政組織規則で規定されているものにつきましては、技師、保育士、保健師、技能員となっております。

なお、社会福祉士や司書など、特別な資格が必要な職員につきましては、必要に応じて一般職の主事として採用させていただいております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3 番（安田節子君）

専門性を生かして仕事をしたかったのに、その事務の仕事に就かざるを得ないというようなことが佐川町としてあるのでしょうか、お聞かせください。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい。お答えをさせていただきます。

結論から申し上げますと、組織の運営上、そのような人事配置が行われる事例は実際にあります。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3 番（安田節子君）

専門職として採用されて、そのやりがいを持って仕事をしていたのに、その別の部署への配属となって、専門分野が生かされないということは、本人にとっても町にとっても、マイナスになるのではないかと思います。

また、司書として働きたいという若者がいましたが、役場職員として採用試験を受けると、別の部署で働くことになるかもしれないので、確実に司書ができる会計年度職員で応募するっていうのも聞いたことがあります。

これもまた、人材を育てるというためには、マイナスになるのではないかなというふうに思います。

その一般行政職と専門職との関わりについてお聞かせください。
議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘の、専門職として採用された職員がですね、その専門性を生かし切れずに職場を去ってしまうことにつきましては、町にとりましても大変大きな損失であり、私としましても非常に重く、また残念に受け止めているところでございます。

基本的には、土木・建築の技術職や保健師などの専門職の職員は、それぞれの高度な専門知識や資格を背景に採用していることから、その専門的な職種に専念し、住民サービスの向上に寄与してもらうことが大原則であると考えております。

しかしながら、佐川町のような小規模自治体におきましては、大都市のように完全に分業化された組織を維持することが困難であるという、配置の難しさがございます。

また、真の適材適所の観点、そして何より職員の長期的なキャリア形成を考えたときにですね、私として深く熟慮すべき点がございます。それは例えば、保健師などの専門職におきまして、採用から一貫して特定の保健業務のみに長く従事し続けることで、どうしても業務が属人化し、視野が専門分野の中に止まりがちになってしまうという弊害が出てくるのではないかと考えております。

本来、地域の健康を守るためには、財政や福祉、まちづくりといった、町全体を俯瞰して業務に当たる視点が不可欠であります。が、専門業務のみの環境では、そうした全町的な視点を養う機会が、どうしても不足をしてしまいます。

そのため、私としましては、長期的かつ戦略的な視点から、あえてキャリアの初期や地盤が固まった段階において、2年から3年程度、一般行政職の業務に従事してもらう期間を設けることも非常に、重要であると考えております。

また、この期間はですね、専門性を捨てるものでは決してございません。町の財政構造や他部局との連携、行政事務の基礎を実体験として学ぶことで、再び、保健師業務に戻った際、福祉や教育、防災といった町のあらゆる施策と、保健活動を頭の中に結び

つけられる地域全体をデザインできる視野の広い保健師へと成長するため、極めて有意義な成長ステップであると確信をしております。

私ごとではありますが、私も職員時代に、学生時代に勉強しました土木技術により長い間、建設課の部署などにも置いていただいて、技術の専門職に従事をさせていただきました。

しかしながらですね、年を取って在職が長くなると、事務職への配置換えも経験しておりますし、そのほかにも、現在ですね、電気技師などで採用された職員におきましても、事務職でしっかり頑張っている職員も多くおられます。

また最近ではですね、土木建築の技術職員を募集しても、本当に応募が全くないか、非常に少ない状況であります。このことは、県内の市町村長と話す機会の中で、ほとんどの市町村も同じ状況であるとお聞きしております。

このような状況の中、佐川町におきましても、逆に事務職から土木建築の専門職に配置換えをさせていただき、現在専門的な技術を勉強してもらっている、建設課においてですね、そういう状況でもあります。

前段にもお答えをしましたが、私の経験からしましても、専門的な知識を生かしていくのも大切ではありますが、一定の役職前にはですね、いろんな部署での経験が、後々、生かされるのではないかと考えております。

私も幾つかの部署を経験させていただき、非常によかったと思っておりますし、それがあり、今の現在の私があるんではないかと考えております。

今後の運用の改善としましては、こうした専門職を一時的に、一般職へ配置する際の人事異動の方針や目的につきまして、組織のあり方や人材育成のグランドデザインとして、事前にしっかりと職員全体への周知、説明する仕組みを考えてまいりたいと考えております。

なぜ、その経験が必要なのかという、組織としての狙いをあらかじめ明確にすることで、職員が将来を見据えた、目的意識を持って職務に臨める環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますし、佐川町全体の取り組みとしてですね、全職員にはいろんな部署でも頑張ってもらいたいと、私は思っておりますのでよろ

しくお願いします。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3 番（安田節子君）

組織としてのその狙いというものをみんなが共有できていればいいのですが、やっぱり、行き違いがないように、心配りをお願いしたいと思います。

私が子育てをしていた頃ってというのは、自分の子育ての相談は西保健所で受けていて、その赤ちゃんの健診は役場 2 階で行っていて、対応が何かバラバラで不安がいっぱいあったような記憶があります。

かわせみができて、健康福祉課が、その切れ目のない子育て支援を進めてきて、安心して出産や子育てができる環境が整ってきたと思います。その大きな役割を、保健師さんと健康福祉課の職員が担っていると思います。

少子化とはいえ、その課題を抱えた子供さんもたくさんいます。A I では行き届かない伴走型の、仕事ができる専門性を大切にした職員の育成を、役場として、町長さんとしてのその狙いというのは重々よく分かりましたが、そういう専門性も大切にした職員の育成というものもお願いしたいと思います。

また、この職員の皆さんが、町民と一緒に頑張って働けるという、それを住民はすごく願っていますので、そういう職場環境を、つくってくださることをお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

本当にありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で 3 番、安田節子さんの一般質問を終わります。

ここで食事のため、1 時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 36 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、4 番、齋藤光君の発言を許します。

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

こんにちは、4 番議員の齋藤光です。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず 1 点目に、公共施設の運用についてということで、黒岩中学校の質問をさせていただきます。

行政報告でもありましたが、黒岩中学校は学生数の減少により、平成 30 年より 8 年間、休校状態が続いております。

去年の令和 7 年 9 月議会、岡林議員が、黒岩中学校の休校問題を取り上げておりまして、その中では、「閉校やまた活用について、今後地域の方々と協議していく。また事業費やスケジュールについても考えていく。」という答弁がありました。

黒岩中学校は、地域の子供たちが長年学んできた、かけがえのない施設です。休校という状況が続く中、保護者はもとより地域の皆さんにとっても、学校が今後どうなるのか気がかりとなっております。

そこで、以下の点について、執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

黒岩中学校は現在、休校という位置づけですが、黒岩中学校閉校に向けての取組状況と、今後の方向性についてお答えください。行政報告と重なる部分があると思いますが、よろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

それでは、齋藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

黒岩中学校につきましては、平成 29 年をもって休校となっておりまして、先ほど齋藤議員もおっしゃられましたように、8 年が経過しております。

黒岩小学校の児童数につきましても、現在は減少する中、黒岩中学校を再開することが難しいということから、本年度中の閉校に向けての事務手続、これを含めました取り組みのほうを進めていくことというふうにいたしました。

以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。現在、現状と方向性について、お答えをいただきました。

閉校は地域に大きな影響を与える決断です。黒岩地区での協議会、実行委員会の開催状況、あるいは今後のプロセスについて、どのようなスケジュールと方法を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

はい。お答えをさせていただきます。

現在、黒岩中学校の、この施設管理、清掃などですけど、こういったものにつきましては、黒岩いきいき応援隊に委託をしております。施設管理のあり方や今後の施設の活用などについて、ご意見をいただくため、昨年 10 月に黒岩いきいき応援隊のメンバーのほか、黒岩地区自治会長の皆様などにお集まりをいただきました。

このお集まりいただいた皆様からは、黒岩小学校の、先ほども申しましたが児童数が減少する中、中学校を再開するのは難しく、閉校を考える時期ではないかとのご意見が多く、閉校に至るまでに必要な事項を整理した上で、令和 8 年 2 月に黒岩地区の自治会長さんや、このいきいき応援隊の皆様などにも、再度お集まりをいただきまして、黒岩中学校閉校に関する準備会という形で開催をいたしました。

この中で、令和 8 年度中にこの黒岩中学校実行委員会、こちらを立ち上げまして、本年度末の閉校等、令和 9 年 3 月に、閉校の式典を行うというようなことが協議されまして、今そちらのほうに向かって取り組みを進めていくということにいたしました。

以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

はい。お答えありがとうございます。

現在の管理の状況であつたり、黒岩いきいき応援隊と自治会長の協議、準備会の実施、そして実行委員会の立ち上げをお聞かせ願いました。そして、閉校記念式典を実施する予定であるということも、今伺いました。

以前より、黒岩地区の住民の皆さんは、黒岩中学校を様々な目的で活用したい、という気持ちがあるように思います。

実際に、第6次総合計画のワークショップにおいても、ワーキングスペースであるとか、カフェであるとか、合宿所、観光移住相談の拠点など、活用に対して具体的なアイデアが様々上がっております。

そこで閉校後のですね、施設の活用について、執行部として現時点でどのようにお考えなのか、お聞かせください。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

はい。お答えをさせていただきます。

これまでも公式的な会ではございませんが、黒岩地区の皆さんとお集まりいただいたときに、こういった活用のことなどにつきましてお話をする機会がございましたが、これといった内容のところには至っていないのが現状でした。

現在につきましても、この黒岩中学校の活用につきまして、決まったものがないのが現状となっております。

今後におきましては、まず黒岩地区の皆さんが求められる活用方法。こういったものをしっかりと聞きしながら、地域の皆様とよりよい活用方法、こういったものを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

はい、ありがとうございます。今後の方針というか、現状の認識を確認することができました。

令和8年度の当初予算書には、黒岩中学校閉校実行委員会補助金として100万円が計上されておりますが、これは閉校の式典だったり、実行委員会の予算になるということで、認識で間違いな

いでしょうか。

お答えをお願いします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

はい。お答えをさせていただきます。

この補助金につきましては、町のほうからこの実行委員会への補助ということで、今後ですね、活用につきましては、活用方法につきましては実行委員会のほうとですね、中身のほうを精査していきながら決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

はい、確認することができました。ありがとうございます。

黒岩地域においては、他の地域もそうですが、少子高齢化が深刻に進んでおりまして、地域の皆様だけで、物事を進めていくのにはなかなかマンパワーであったり、資金面の限界があるかと思いますので、そうした予算を行政から手を差し伸べてあげて、支援をしていくという体制が非常に重要かと思われます。

こうした声を、いろんな声がもう既に挙がっておりますので、そうした声を実現に向けるためにも、実行委員会の協議だけにとどまらず、行政が主体的に地域を支援していくことをお願いいたしまして、この項の質問を終わらせて、次の質問に移りたいと思います。

次に、佐川町民プールについて、質問をさせていただきます。

佐川町民プールは、屋内温水プールや屋外プール、サウナなどを備えた複合施設として、長年にわたり、町民の健康増進や、子供たちの水泳事業に活用されている大切な施設です。

しかしながら、令和7年度4月には、整備の故障による臨時休業も発生しております。屋外プールの利用も中止になったケースも記憶にございます。老朽化に伴うアクシデントが、じわじわと増加している状況かと感じております。

ここでまず最初にお聞きしたいのは、佐川町民プール施設の老朽化の状況について、現状をどのように評価しているのでしょうか

か。直近で、どのような点検、調査を行って、もしいるのであれば併せて教えていただきたいと思います。

お願いします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

はい。お答えをさせていただきます。

佐川町民プールにつきましては、昭和 63 年の建設というふうになっておりまして、現在 40 年近くが経過のほうをしております。

近年で申しますと、ペレットボイラーや配管など、こういったことの老朽化が著しく、毎年のように修繕を行いながら運営のほうを行っております。

先ほど、議員もおっしゃいましたように、近年ではこの修繕工事のため、短期間の休館など、こういったこともありまして、全体的な状況を調査した上での改修工事が必要な時期に来ているのではないかというふうに思っております。

また、施設の点検等につきましてはボイラー等、定期的な検査のほうはしておりますが、何もそれに追いつかないような、ちょっと修繕の状況が必要になっているというのが現状になります。

以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

はい。ボイラーや配管の老朽化が、深刻な状況だということを話を確認させていただきました。

そして、定期的な点検は行っているが、それに追いつかない状況であるというのも確認させていただきました。

そうした状況を踏まえてですね、佐川町民プールは今後、そういった改修の計画等、もしあれば、内容を教えていただきたいと思いますよろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

はい。お答えをさせていただきます。

今議会におきましても、補正予算の計上をさせていただきますが、

佐川町民プール施設機能診断・再編及び長寿命化に関する計画を検討するための、予算のほうを計上させていただいております。

議決いただいた際には、施設の改修に向けた3改修の計画策定に取り組んでいきたいというふうに考えております。

中身についても説明をさせていただきます。はい。

この、今回のこの計画につきましては、町民プール、先ほど申しましたように、修繕かなり必要な状況になってきておりますので、今回の計画におきましては、この改修の必要な範囲、この範囲のほか、電気代でありますとか、燃料費、こういった経費の削減、省エネ効果などですね、こういった改修後の維持管理費の抑制にもつながるようなものにしたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

はい。お答えありがとうございます。

現在、先ほど、今回の補正予算としても項目として挙がっていた、機能診断・再編及び長寿命化工事、176万円として計上されていましたが、その内容について教えていただきました。

それを経て、計画を策定するための調査となることを確認させていただきました。

そうした老朽化した施設に対して、対症療法的に予算を投下し続けることが、果たして施設に、長寿命化にとっていいことなのか、そういう危惧が今回の質問の理由となっております。そこでこの調査により、どのようなコスト削減効果が見込まれるか、省エネ効果とか、先ほどお伝えしていただきましたが、その具体的な内容がもしあれば、お聞かせいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

はい。お答えをさせていただきます。

施設につきましては、もう年数が経っておりますので、やはりこれは抜本的な見直しが必要ではないかなというふうに考えてお

ります。

経費的なものにつきましては、先ほど電気代、燃料代の削減というところありましたが、特にボイラー施設、現在のペレットボイラーのほうを活用しております。当時は環境面でありますとか、そういったところも配慮しながらの導入であったというふうに認識をしておりますが、今回の改修に加えましてはそういった環境面に合わせましても、またなお、その経費の削減、そういったところにつながるような燃料施設、こういったところも合わせて考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

はい。お答えありがとうございます。具体的な内容についてもお答えいただきました。

佐川町民プールは佐川町だけではなく、仁淀川流域で見ても、非常に貴重な施設となっておりますので、持続可能な形での運用がされることをお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。

次に、第6次総合計画における、第6次総合計画についてを質問させていただきます。

今年3月議会において、第6次佐川町総合計画の議案の質疑の際に、住民アンケートで、企業誘致、雇用の確保が35.1%と第1位だった。総合計画の中で、どのような将来を描いているのかとお聞きいたしました。

その際、執行部からは「農業、林業、商工業の振興に取り組むとともに、企業誘致については県と情報共有を行い、ふるさと納税を活用した事業なども検討していく。」という趣旨の答弁をいただきました。

また3月の答弁を振り返ると、農業、林業、商工業の既存産業への支援策については説明がありましたが、外から新たな企業を呼び込むという意味での企業誘致の具体策については、情報共有ということになっておりました。

住民の皆さんが35.1%という高い割合で求めているのは、佐川町で雇用の場所をつくることではないかと考えております。

若者が町外へ出て行く理由として、次世代アンケート、総合計画内の次世代アンケートでは、第6次総合計画の16ページですが、「行きたい学校や仕事の機会があるから」が36.5%を占めており、雇用の確保が人口流出対策の、根幹でもあると感じました。

今回の質問は、今後、町の10年間の大切な指針となる総合計画についての質問となります。

まず、以下の点についてお聞きします。

企業誘致、雇用の確保が住民の最大の要望として示されたことを、町長はどのように受け止めておられるでしょうか。また、その声に対してどう応えていくつもりなのかを教えてください。

よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい。齋藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

安定した雇用の場がなければ、若い世代が定住できず、人口減少や地域の活力の低下を招くことになると考えております。

そのような状況に、住民の方も強い危機感を抱いているため、生活の基盤を守るための最優先課題として、企業誘致、雇用の確保を要望されていると、受け止めておるところでございます。

企業誘致は企業が求める立地や交通インフラ、人材確保などがありまして、厳しいものではありませんが、県と情報共有しながら本町として取り組めることや、行っていくとともに、誘致だけに頼るのではなく、町内企業を、既存の企業の経営支援や事業拡大、地場産業の振興による雇用維持、さらに、さらにはですね、企業支援も並行して進めて、着実な雇用の確保と、地域経済の活性化に注力していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

町長、お答えありがとうございました。

安定した雇用が非常に重要であるということと、それをもとに最優先事項としてアンケートで上がってきたことを認識しているということをお答えいただきました。

そして企業誘致に関しては、県と情報共有して、やれることをやっていくということを確認できました。

また、外から呼び込むだけではなく、町内の企業が元気になってくれるのが、私も一番いいことだと思ってますので、それも同時にやってくれるということを確認させていただきました。

次に、3月の議案質疑において、企業誘致については県と情報共有を行い、ふるさと納税を活用した事業なども検討するという答弁がありましたが、その後、具体的にどのような取り組みが進んでいるのか。県との情報共有の内容など、検討中のふるさと納税活用事業の概要などについてもお聞かせ願いたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

ご質問にお答えさせていただきます。

3月定例会後、先日、県の商工労働部企業誘致課から、新たな団地開発に向けての情報を受けております。

県内企業のニーズにはなりますが、令和6年8月のアンケート調査で回答数334社のうち、工場の増設、移転等をする意向ありと回答した企業は67社。うち移転計画ありが27社、将来的に検討が40社ありました。

理由としましては、約50%の企業が手狭感、老朽化と回答しています。増設や移転に際して重視するものは、購入価格、津波浸水想定区域外であること、面積、地盤と続き、人材確保のしやすさや本社との接近性も重視されています。

必要面積としましては、小規模区画に対するニーズが47社あり、県内の状況としましては、企業側からの全体ニーズが54ヘクタールある中、県が確保しているのが3.7ヘクタールとなっており、50ヘクタール以上が不足しているとの情報をいただいております。

ふるさと納税の返礼品につきましては、町内で生産、製造された地場産品であることがルールとして定められており、製造業の強化や誘致は産品の創出、雇用の増加など重要な取り組みとなります。

3月に、町長と産業振興課で、全国トップクラスのふるさと納税寄付額を集め、製造業とも強固に連携している、北海道白糠町

に視察訪問しております。返礼品を製造する事業所の冷凍設備等を視察し、販路拡大や商品開発の観点から、設備導入や製造業者の企業誘致等について研究していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

先ほど、小規模の面積での企業のニーズが 40 社程度あるということと、アンケートでは 50 ヘクタール以上、工業団地の面積は需要に対して不足している、ということをお聞きいたしました。

さらにふるさと納税の事業では、冷凍設備の導入を基盤とした、ふるさと納税関連した事業の研究もお聞かせいただきました。

引き続き、情報共有を行って研究等を行っていただきたいなと思います。

次に、第 5 次総合計画の最終報告について、お伺いしたいと思います。

令和 7 年 9 月議会にて、第 5 次総合計画の 10 年間の最終報告を公開し、住民に対して見える化をしてほしいがどうかと質問をしたところですね、次期総合計画が策定される前に、町民の皆様にもご覧いただけるようにホームページ等で公開する予定ですとの答弁がありましたが、現在の状況を教えてください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

大変遅くなりましたが、現在ホームページで公開しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

はい、ありがとうございます。現在 W e b で公開されているということを確認いたしました。

1 点その、いつ公開されたかを確認したいんですが、よろしい

でしょうか。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

何月何日ということをやっと把握しておりません。申し訳ございません。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

はい。前回の答弁では、次期総合計画が策定する前に、最終報告を公開するということでしたが、私が5月24日に問い合わせた時点では、公開は第6次の総合計画は既に公開されてはいたんですが、最終報告はまだ公開されていない状況でした。

今回、もしこの私が一般質問に取り上げることによって、公開の動きにつながったのであれば、それ自体は、公開につながったのでいいことだと思っておりますが、議会答弁でお示ししていただいた内容については、議員として実行されるものと受け止めておりますので、その信頼関係が崩れると、議会での議論のそのものが成り立たなくなってしまうので、今後はどうかよろしくお願いいたします。

次に、産業・観光分野の成果指標についての、現状満足度についてお聞きいたします。

現状満足度では、「やりたい仕事を見つけやすい」は現状6.4%、「適切な収入を得るための機会がある」という項目では12.4%という、いずれも低い数値が示されておりまして、いずれも成果指標としては、令和17年度の目標は「基準値から増加」という表現になっております。

この「基準値から増加」というのは一体どういうことなのかをお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

「基準値からの増加」というのは、町民の方が感じるアンケートの回答なんですけれども、今よりもよくなっているという状態にしたいということで、こういう表現にさせていただいております。

す。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

はい。お答えありがとうございます。

「基準値から増加」というのは、アンケートが、これ 10 年後とかになるんでしょうか、アンケートの回答がよくなっている、ということ、を、「基準値から増加」ということを目標にしているということを確認いたしました。

それでは第 5 次、先ほどお話にあった第 5 次総合計画の最終報告では、企業誘致の項目で、D 判定というか、計画より大幅に下回る結果となっておりますが、それについてはどう受け止めているのかを、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

企業誘致に関しましては、成果が出ていないというか、住民の方も、雇用に対しては不満を持たれているというところで把握しております。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

はい。お答えありがとうございます。

D 判定については不満を持たれているということ把握しているということで確認いたしました。

それでは、この 10 年間でそれを踏まえて、今後 10 年間でアンケートの内容、基準値がよくなるように取り組んでいくということでしょうか。

お答えをお願いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

雇用の確保につきましては、人口減少対策としても大変必要な項目とは考えております。

これから、あの 10 年間の計画で効果を出していくために、産

業・観光分野におきましては、産業振興、観光振興、担い手対策の推進、情報発信の強化、ふるさと納税の活用を掲げて、それぞれに取り組みを進めてまいりたいと考えております。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

はい。お答えありがとうございます。

雇用の確保につきまして、全庁横断的に様々な手を尽くして取り組んでいただければいいと思っております。お答えありがとうございました。

最後にですね、私から 1 つの提案をさせていただきます。

企業誘致についてですが、これから佐川町へ企業を呼び込むためのアプローチを積極的にしていきませんか、というご提案です。

現在、企業誘致の企業、呼び込む企業のターゲットについての提案なんです。現在、半導体産業が世界的な急成長の局面にあります。世界の半導体市場は 2026 年に、約 160 兆円規模に達すると予測されておりますが、10 年後には 3 倍を超える市場規模になるとも推測されております。特に近年、A I の普及がこの需要を爆発的に拡大させており、国内でもメモリー製造企業のキオクシアが、時価総額でトヨタ自動車を上回って 2 位に浮上するという出来事がありました。

需要に対して供給が足りておらず、製造の拠点の増産が急務となっております。こうした大手の増産を支えるのが、中小零細企業です。これらの企業は、今、爆発的に増え続ける需要に対する供給に頭を悩ませています。まさにここに、佐川町にとっての可能性があると私は考えております。

そこでお聞きいたします。

このような特定業種へのターゲットを絞った誘致戦略。いわば、佐川町を特定のニーズに合わせて売り込むというアプローチについて、どうお考えになるのでしょうか。県との連携も含め、雇用の確保に向けて前向きに行動していただけないでしょうか。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい。齋藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

齋藤議員のおっしゃるように、半導体関連企業の誘致でありますとか、企業誘致の具体的な戦略についての業種とか、規模、ターゲットを設定しているような状況に、現在のところ、状況にはございません。

企業誘致につきましては、地域経済の活性化でありますとか、雇用の創出、特に若い世代の定住促進につながる重要な施策の、での1つであると認識をしております。

一方で本町は、約1万1千人の町でありまして、大規模な工業団地や企業立地に適した、まとまった用地を有していないことから、都市部や工業集積地と同様の企業誘致を進めることは、なかなか容易ではない状況ではあると思っております。

そのため、本町では大規模製造業の誘致に限定することではなく、本町の地域性、地域特性や強みを生かした企業誘致を進めることが重要であると考えております。

具体的に言いますと、豊かな自然環境でありますとか、住みやすい生活環境、高速交通網へのアクセス、比較的低廉な事業コストなどを活用し、サテライトオフィスや情報通信関連企業、地域資源を活用した事業者など、本町と親和性の高い企業との接点づくりに努めていかなければならないと思っております。

また、新たな企業誘致だけではなく、先ほどもご回答させていただきましたが、町内事業者の事業拡大、新分野への進出、支援も雇用創出につながる重要な取り組みであると考えております。

既存事業者への支援と、新規事業者への呼び込みを両輪として、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

さらに、県や関係機関と連携しながら、企業立地に関する情報収集でありますとか、情報発信を行うとともに、企業からの相談に対しましては迅速かつ丁寧な対応に心がけ、本町への進出の可能性を広げていきたいと考えております。

今後におきましても、本町の規模や地域特性を踏まえた、無理に大規模企業の誘致を目指すのではなく、地域に根差し、持続的な雇用と地域経済の発展につながる企業とのご縁を大切にしながら、企業誘致にも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

はい、ご答弁ありがとうございます。

かなり慎重な答弁が来るかと思っていたんですが、いろいろ用意していましたが、それが必要ないぐらい熱い答弁をいただきましてありがとうございます。

第5次総合計画において、企業誘致はD評価でしたが、第6次10年間、今後10年間ですね、同じ結果にならないように、という思いで、今日、質問というか提案をさせていただきました。

住民の皆さんが、佐川町で働きたいと思える未来を共につくっていけるよう、引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。本日の私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、4番、齋藤光君の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午後1時36分

再開 午後1時36分

議長（松浦隆起君）

引き続き、1番、東祐太郎君の発言を許します。

東君。

1 番（東祐太郎君）

1番議員の東です。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1つ目、ふるさと納税についてお伺いします。

ふるさと納税はですね、佐川町にとって、自主財源の確保はもちろん、佐川町のPR、さらには地域産業を活性化する絶好の機会として重要な取り組みだと考えています。

しかしながら、熾烈な返礼品の競争や、大手ポータルサイトへ支払う手数料の肥大化など、全国的な問題となっております。

こうした事態を受け、総務省も毎年のようにルールの変更を行っております。こうした国による規制強化や、経費ルールの厳格化により、自治体だけでなく、参加する事業者もその対応に苦慮

をしている現状がございます。

また、町民にとってもですね、どれだけの財源がどの事業に活用されているのか、また、どのような体制でふるさと納税が運営されているのかについては、町民の皆さん等では今分かりづらい状況になっているのではないかと考えています。

そこで、今回は佐川町のふるさと納税についてお伺いします。これまでの実績と、今後の課題についてお伺いをいたします。

まず、直近の佐川町におけるふるさと納税の寄附額、寄附件数の推移についてお伺いします。併せまして、寄附額や件数の動向について、どのように把握しているのかをお伺いいたします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは、東議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、ふるさと納税に関する実績についてお答えさせていただきます。

寄附金額と寄附件数につきまして、概数になりますが、寄附金額の受入状況は、令和５年度が３億１,７００万円、令和６年度が３億４,１００万円、令和７年度が３億４,２００万円となっております。

次に寄附の受入件数につきましては、令和５年度が１万６,４００件、令和６年度が１万６,６００件、令和７年度が１万６,４００件となっております。

東議員がおっしゃいますように、ふるさと納税の制度に関しましては、制度が創設されて以来、何度も制度改正が行われております。近年で申し上げますと、令和５年度には５割ルールが厳格化され、ふるさと納税業務に係る全ての経費を５割に含むことになりました。

また、昨年、令和７年度にはポータルサイトからの寄附申込みに係るポイント付与が禁止されております。

ふるさと納税をめぐっては、制度改正や自治体間の返礼品競争激化、新型コロナウイルス感染症、農作物の不作、物価高騰などの外的要因によりまして、寄附者の寄附行為や市場のトレンドが流動的に変化しております。

本町におきましても、今までのプル型からプッシュ型に移行するべく、令和５年度から新たにポータルサイト内の広告運用を始

め、新商品の開発、既存商品の磨き上げ、ポータルサイトの魅力化、返礼品提供事業者への訪問などに注力してまいりました。

返礼品のアイテム数においても、令和7年度末現在で約400品と増えておりますし、関わっていただく事業者も増えております。

一方で寄附金額に関しては、3億4千万程度にとどまっておりますが、現状の人員体制や予算、地域資源、これまでの取り組みを考えますと、むしろ堅調に推移していると考えているところで

す。

以上です。

議長（松浦隆起君）

東君。

1番（東祐太朗君）

はい。ありがとうございます。

先ほど、おっしゃられましたように、様々なルールの厳格化が行われている中で、寄附金額が大きく下がることなく、商品数をアップしていただいたり、様々な施策をしていただくことで、3億4千万の寄附を確保しているということで、やっていただくことに、やっていただいたことに感謝をしたいと思います。

次に、ふるさと納税でいただいた寄附金がですね、具体的にどのような事業に直近で活用されているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

寄附金額の使い道については、まず、ふるさと寄附金は佐川町ふるさと納税寄附基金条例により、受け付けた寄附金は全て基金に積み立てることになっております。

また、当該基金の運用、使い道にあたっては、寄附者の意向を反映するということが、配慮しなければならないということになっておりますので、この寄附者の意向については、寄附のお申込みをいただく際に、寄附者の方にご指定をしていただいております。

具体的には、医療・福祉・子育ての充実に関する事業、産業・観光の振興に関する事業、教育・文化・スポーツの振興に関する事業、防災・減災・交通安全・防犯の推進に関する事業がござい

ます。

町としては、寄附者の意向に沿うよう、それぞれの寄附者が指定した事業において、受け付けた寄附金額の割合に応じて、基金から事業充当をしているという状況です。

寄附金の使い道としましては、令和7年度は移住・定住対策、あったかふれあいセンター事業や、給食費、医療費の無償化、図書館さくとか道の駅の運営、防犯灯設置の補助金などとなっております。

また、令和8年度の使い道としましては、基本的には令和7年と同様ではありますが、産業振興に関する補助金に、約3千万の寄附を充てる予定となっております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい。ありがとうございます。

様々な事業のほうに、ふるさと納税からのお金が使われているということを確認させていただきました。

次にですね、現在のふるさと納税の運営体制について伺います。

ふるさと納税には、返礼品の登録ですとか、管理、事業者さんとの連絡であったりですとか、ポータルサイトの運用、広告、情報発信、寄附者の対応など、様々な幅広い業務が関係しているかと思えます。

現在の佐川町のふるさと納税の運営には、佐川町を含むどのような団体や事業者が関与しているのか伺います。また、それぞれ担っている役割がありましたら、お聞かせください。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

ふるさと納税の業務に関しましては、東議員がおっしゃりますように、非常に幅広い業務がございます、その時の状況や事情に応じて、個別に対応してる部分もございますが、おおむねの範囲でお答えをさせていただきます。

まずポータルサイトへの返礼品の掲載、ポータルサイトのメン

テナンス、返礼品提供事業者の相談支援、事業者への返礼品出荷依頼、発送管理、事業者への返礼品代金の支払い、給付金受領証明書等の発送につきましては、一般財団法人しあわせづくり佐川に委託をしております。

次に、ポータルサイトのブラッシュアップやページ作成、広告運用、数値の分析については、東京都にありますアイハーツ株式会社に委託をしております。

その他の業務、主に事業者の訪問支援、関係機関との調整、寄附の分析、寄附者への対応、新商品開発、ポータルサイト運用や、ワンストップ、寄附金の納付、ふるさと納税のPR、委託事業者の実施する業務に関しての総括に関しましては、町のほうで実施をしているという形になります。

以上です。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい。ありがとうございます。

基本的な細かい運用については財団のほうでやっていただいて、商品の開発ですとか、根本になるところは町がやっている。広告運用に関しては、東京のアイハーツさんに委託をしているということが分かりました。

次に、そのふるさと納税にかかる経費なんですけれども、ふるさと納税寄附金、3億4千万と先ほども寄附額、総額に注目集まりがちなんですけれども、実際には募集にかかる経費を差し引いて、残りが町が使えるお金ということで、先ほども5割のルールというのがありましたけれども、実際のその直近のですね、寄附額に対する募集の経費割合というのは、どうなっているのかをお伺いします。

また、その内訳ですね、どのような内容に使われているのか、教えていただけますでしょうか。

また、もう1つですね、ごめんなさい、それらの経費を差し引いた後、実質的に佐川町の事業に活用できる金額というのはどのぐらいなのかを、お答えください。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは、ふるさと納税にかかる経費につきまして、ご説明をさせていただきます。

令和 7 年度の経費につきましては、現在計算をしているところですので、令和 6 年度の数値で申し上げさせていただきます。

令和 6 年度の寄附金額の合計は約 3 億 4 千万となっております。

このうち、返礼品代が約 9, 200 万円、割合で約 27%。

ポータルサイトやクレジットカードの手数料が約 3, 600 万円、割合で約 11%。

返礼品の送料が約 2, 300 万円、割合で約 7%。

業務委託の費用が約 1, 200 万円、割合で 3%。そのうちポータルサイトの広告料は約 90 万となっております。

次に、職員人件費など、事務経費が約 500 万円。割合で約 1%であり、経費を合計しますと、約 1 億 6, 800 万円で、経費率としますと、約 49. 4%となっております。

単純に寄附額から経費を差し引いた 1 億 7, 200 万円が、佐川町の事業に活用できる財源と言えらと思います。

以上です。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい。ありがとうございます。

返礼品の調達が 27%、送料が 7%と、ポータルサイト手数料が 11%、委託が 3%、その他の計で 1%と、ということで、49. 4%ということで、かなりのぎりぎりのところを攻めていただいているというか、本当に実態がよく分かりました。ありがとうございます。

今後ですね、先ほども申し上げたように、ルールの改定等がどんどん行われていくんじゃないかと思うんですけども、今現状でもう見直しが決まっていること等がありましたら、それをご説明いただきたいと思います。

また、もしその制度変更がある場合はですね、佐川町のふるさと納税の運営に、どのような影響があるかも、お願いいたします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

今年度から段階的に 5 割ルールが改正され、令和 11 年度には、ふるさと納税にかかる費用を、寄附額の 4 割以内にすることが求められています。

先ほど、ご説明させていただきましたとおり、令和 6 年度におきましては経費率約 49.4% で、令和 7 年度も同様となる見込みでございます。

この経費率を最終的に 40% にするためには、結論から申し上げますと、寄附額を見直す、値上げをするほか対応がないと考えております。

送料については、何度か見積りを徴収し、より安い配送事業者を選択するなど、独自の対応をしておりますが、冷蔵の返礼品が多いことや、寄附者の多くを占める、関東圏への輸送距離などにより、削減が厳しいという状況でございます。

また、ポータルサイトの手数料については、国が引き下げを要請するようですが、不透明な状況となっております。

町としましては、返礼品競争だけでなく、町の魅力を発信することによる認知の向上、寄附者満足度の向上によるファンづくりにより、寄附額や寄附件数を増やしていきたいと考えているところです。併せて、企業版ふるさと納税の募集にも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい。ありがとうございます。

現状 5 割のところを、経費を 11 年度までに 4 割に抑えたと、いうことですね。

簡単に 1 億円寄附をいただいた場合に、4 千万円で経費を抑えることになるので、町としては 6 千万円に寄附金額は増えるということにもなりますけれども、おっしゃられたように寄附金額の値上げにて対応するほかないということでしたので、寄附の金額が下がる可能性も秘めていると思います。

これは佐川町に限ったことなく、全国同時に行われること

ではありますが、寄附金額が少ない自治体ほどですね、その他の経費といいますか、固定費の占める割合が、増えますので、さらに、寄附金額が少ない自治体は厳しくなっていくんじゃないかなという見通しは僕は感じております。

そういった厳しい状況なんですけども、その中で事業者も知恵を絞りながら、返礼品を見直したり、新しい商品を開発したりということをやっているかと思えますけれども、こういった情報をですね、見直しがかかるよですとか、佐川町としてはもう値上げをしていく方針だよとか、そういったところをですね、事業者のほうへ、こういった形で連絡をしているのかというのが確認したいところでございます。

そういった制度の内容や今後の方針について、どのように共有しているかをお伺いします。どのような手段で連絡してるのかも同時にお願いします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

事業者の支援、連携体制についてですが、まず、毎年6月から8月頃に事業者説明会を実施しております。

ふるさと納税の制度に関することや、寄附金の実績、町の取り組みについてご説明をさせていただき、返礼品の魅力化に関して、他の自治体の事例などを紹介して、情報共有をさせていただいております。

ふるさと納税の制度改正がある場合は、10月が改正時期となりますので、事業者においても事前準備ができるような時期に説明を実施しているところです。

また、担当職員においては、年間延べ100回以上、事業者訪問しておりますので、随時コミュニケーションを図らせていただいております。

そのときに必要に応じて、電話やメールなどでも随時対応ということで、訪問、電話、それからメールということで、その事業者さんに一番伝わる方法とか、緊急度に応じて、対応を随時、対応しているという状況でございます。

以上です。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい。ありがとうございます。

説明会を年に 1 回ということですね、されているということのを伺いました。

先ほども、既に決まっている情報がですね、あるわけなんですけれども、それ、いつぐらいに決まったか、去年だったかと思います。ほとんどの事業者さんは自分らで気づいているかもしれないんですが、今の今、6 月になるまで全く知らなかったという方もいらっしゃるかもしれません。

僕としては 6 月の説明会ですね、もちろんやっていただくことは重要だとは思いますが、早く出せる情報がありましたらですね、一斉にメールをするなど、早め早めの情報共有があると、事業者も準備をしっかりとできるんじゃないかなとも思いますので、そういったところをお願いしたいなと思います。

それとは別にですね、説明会でもお伝えしているということでしたが、全国的にどのような返礼品が選ばれているのか。また、佐川町で人気の返礼品がなぜ選ばれているのか、個々の事業者ではなかなか判断できない部分もあるかと思います。

例えば、寄附者の傾向ですとか、人気返礼品の特徴ですとか、ほかの自治体がどのように工夫をしているのか、また既存返礼品の改善事例などを共有することは、事業者が自分たちで、商品をブラッシュアップする、そういうところにも後押しにもつながるのかなと考えておりますが、そういった町でしか分からないデータとかもあると思います。

そういったものを事業者に共有してですね、返礼品の改善や新たな返礼品づくりにつなげる仕組みっていうのはございますでしょうか。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

今、東京のアイハーツ株式会社にも委託をしております、全国的な人気商品であったりとか、あとは佐川町の傾向であったり

とか、いうところは分析をさせていただいて、事業者の、町内の事業者の皆様に必要なものについては、事業者説明会の中で出させていただいているというような状況でございます。

ちなみに、佐川の返礼品の改善とか、そういったところにつきましては、市場規模、寄附金額、アクセス数、寄附への転換率、広告の効果などのデータを収集して、取り組みに随時生かしているという状況でございます。

事業者の支援につきましては、このデータをもとに個別に対応、相談させていただいておりますが、現状全ての事業者に、返礼品に対して実施できているというところではございません。

ぜひ事業者において、こういったことに興味を持っていただいて、ふるさと納税を自分ごととして、佐川町の認知向上と一緒に取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい。ありがとうございます。

いろいろと対応を考えていただいているということで、ありがとうございます。

これも1つの提案なんですけれども、今、例えば、こういった商品がよそで売れているから出してくれないだろうかっていうのは、特定の事業者さんに直接アプローチをしたりということをされていると思います。

もちろん、それも続けていただいたらと思うんですけれども、意外とその、思っていない人がその商品を扱える可能性であったりとか、そういった事業者とつながっていたりですとか、あるかと思えますので、今ふるさと納税を出している事業者だけでなく、例えば、町民の皆さんにも広く声をかけるですとか、佐川町全体でそのふるさと納税を盛り上げていく機運なんかを、ぜひ考えていただきたいなと思います。

それでふるさと納税のほうは、質問を終わらせていただきます。

続きまして、集落活動センターの役割と、今後の位置づけということで、質問のほうをさせていただきます。

集落活動センターは、町内４地区に設置をされております。町内の各集落活動センターでは、地元の地域の皆さんが知恵を出し合い、地域行事や住民同士のつながりづくり、施設の管理運営など、地域活性化に向けて本当に熱心に取り組まれています。

人口減少や高齢化が進む中で、こういった活動は地域を支える大切な力であり、町としては、町としても大きく評価すべきものだと感じております。

今回の質問は、町内の集落活動センターがこれからも地域の、地域づくりの核として活動が続けていくために、現在の支援体制が持続可能なものになっているか、というのを確認する趣旨で行ってまいります。

そこでまず、町として、佐川町における集落活動センターのこれまでの実績や役割を、どのように評価しているのかを伺います。

お願いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

ご質問にお答えさせていただきます。

集落活動センターは地域コミュニティの維持や強化、交流人口の拡大、新たな経済活動による雇用創出を目的として設置され、開館当初から各地区において、それぞれの地域の歴史や文化、地域資源を生かしながら、各地区に合った方法で地域づくり活動が行われております。

令和２年初めからはコロナ禍となり、対面での人と人をつなぐ活動に支障を生じることとなりました。

各地区では、そういった中でも、地域住民のつながりを何とかつなげ続けようと工夫をし、現在まで活動が続けてくださっています。

おかげさまで、様々な活動も再開され、地域のにぎわいやコミュニティが維持され、現在の地域の活力維持につながっているのewith認識しております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

１番（東祐太郎君）

はい。ありがとうございます。

また今後もですね、この集落活動センターを地域づくりの核として位置づけて、継続的に支援をしていく考えかどうかもお伺いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

先ほどもご回答させていただきましたが、集落活動センターの活動は地域コミュニティの核であり、地域の活力維持につながっております。

引き続き、地域づくり応援交付金等を活用いただきながら、地域の活性化につながる取り組みを進めていただきたいと考えております。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい、ありがとうございます。

今後も集落活動センターをですね、支援していただけるということでございました。

次にですね、集落活動センターの管理運営についてお伺いします。

現在、町内の集落活動センターには 1 施設当たり 153 万、135 万 3 千円、失礼しました。指定管理料が支払われております。

まず、この金額の算出基準についてお伺いします。

各センターによって、施設の規模ですとか、設備に違いがあると思いますが、一律で同額となっている理由も、もしあればご説明をいただければと思います。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

指定管理料につきましては、施設を維持管理するための費用である光熱水費、電話代、消耗品費、修繕費、浄化槽管理等の委託料等を積み上げて、そこから施設の利用料と自主財源を引いた額を指定管理料の額としています。

指定管理費の額は4つの集落活動センターの実績を確認し、算定をしております。

実績を比較しますと、光熱水費が多いところ、消耗品費が多いところなど、費目によってばらつきはありましたが、全体の合計額では大きな差はありませんでしたので、不足することがないように金額を設定しております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい。ありがとうございます。

現在の指定管理料は、主に維持、施設の維持管理経費を基礎として算定しているとのこと説明でした。

その中でもですね、大きな割合を占めているのは光熱費かと思います。ご存じのとおり、近年は円安ですとか、中東情勢の影響により電気代をはじめとする光熱費は、高騰をずっと続けているわけであります。地域の活動拠点である集落活動センターにとっても、施設を開けてですね、冷暖房を使うだけでも大きな負担となっております。

そこでお伺いします。

現在の指定管理料は、近年の光熱費高騰を踏まえても、施設の安定的な維持管理に十分対応できていると認識しておりますでしょうか。また、設置当初からですね、現在まで指定管理料の見直しを行った実績はありますでしょうか。

ご答弁をお願いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

指定管理料につきましては、見直しを行った実績がございますし、毎年の総会の資料等でも確認を行っております。

また、地域からも指定管理料が不足し、管理費として、令和6年度までにはなりますが、赤字になっているといったお声はいただいております。

しかしながら、近年の物価高騰の影響もあろうかと思っておりますの

で、令和9年度の予算に向けまして、施設の維持管理費についての調査を行い、実態把握を行いたいと考えております。その上で必要であれば、指定管理料や利用料の見直しについて検討し、していきたいと考えております。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太朗君）

はい。ありがとうございます。

日頃、日頃じゃないですね、常にチェックをして、今後も調べて考えていくと、検討していくということをお答えいただきました。

集落活動センターの活動に関しては、今の指定管理料のほかにですね、地域づくり応援交付金という支援がございます。

指定管理料は施設の維持管理を支えるもの、地域づくり応援交付金は地域の活動を前に進めるためのものであると、認識をしています。

これらそれぞれ大切な支援かと思うんですけれども、先ほど赤字になっているわけではないということをお願いしておりましたが、この施設管理料と地域づくり応援交付金と、両方の支援がある中で、赤字になってないのではないかというふうにも考えてます。

なので、例えば光熱費、修繕費などがですね、不足した場合に、本来地域づくりに使うべき交付金や自主財源が、施設維持の穴埋めに回ってしまう可能性もあるんじゃないかと思っております。それですと、本末転倒なことでございます。

なので町として、指定管理料、地域づくり応援交付金の役割の分担というのを、どのように整理しているのか、お伺いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

各地区で工夫してご活用いただいていることとは思いますが、議員のおっしゃるとおり、施設を管理するための費用が指定管理費であり、地域づくり活動については地域づくり応援交付金をご活用いただけたらと考えております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太朗君）

はい。ありがとうございます。

次にですね、施設の利用料についても伺いをいたします。

集落活動センターはですね、住民の皆さんに利用していただいて、地域活動が活性、活発になることができますね、本来の目的であります。利用が増えれば、施設利用料ももちろん入ってくるわけではあります。同時に、電気代ですとか水道代、消耗品、設備の消耗であったり、修繕のリスクなど、そういった負担も増えていくと思います。

利用促進に取り組む集落活動センターほどですね、実質的な負担が増えるというような可能性もあるんじゃないかと思っております。

地域を元気にしようとね、頑張れば頑張るほど、運営する側の負担が増えるようなことがありましたら、またこちら、また本末転倒になるんじゃないかと思います。

もちろん収益確保のためにですね、施設利用料を上げるというようなことも、そういう考え方もあるかもしれませんが、それでは住民や地域の団体ですとか、利用しづらくなってしまいますし、気軽に集まれる拠点として、本来の趣旨を損なうんじゃないかと、思っております。

そこでですね、町として、利用促進に伴う収入の増だけじゃなくてですね、光熱水費や消耗品などの負担増も含めて、その実態を把握し、指定管理者のほうに負担が増えることがないよう、そういった、持続可能な支援体制を検討するお考えがあるのかをお伺いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

先ほども回答させていただきましたが、施設の維持管理費につきましてしっかりと実態調査を行い、また集落活動センターが地域づくりの活動拠点であることはもちろん考慮し、継続して集落

活動センターの役割を果たしていただけるよう、集落支援員とも連携を強化しながら、引き続き支援をしていきたいと考えております。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太朗君）

はい。前向きなご答弁をありがとうございます。

集落活動センターは、おっしゃっていただいたように、地域の、地域活動の拠点となる施設です。

だからこそ、地域の皆さんの善意やですね、努力に頼るだけではなく、そういった管理の実態を踏まえましてですね、安定して運営できる仕組みを、ぜひ構築していただきますようお願いしまして、この質問のほうを終えさせていただきます。

次に、佐川町のホームページ公式LINE等の情報発信について、お伺いをしたいと思います。

現在佐川町では、町のホームページですとか、公式LINE、防災行政無線、それから広報誌、SNSなど、様々な媒体を活用して情報発信のほうを行っていると思います。

情報発信の手段が増えているということは、町民にとっても、必要な情報を受け取りやすくなる上で重要なことと考えますが、一方で媒体が増えれば増えるほどですね、どの情報をどの媒体で、どのタイミングで発信していくのか、そういったことが重要になってくるのかなと思っています。

町から正しい情報が発信されていても、町民に届いていなければ十分とは言えないと思います。特に子育ての情報であったり、防災緊急情報であったり、町民生活の影響が大きい情報に関してはですね、発信する側の都合だけではなく、受け取る町民の目線に立った整理が必要であると思います。

そこでまずですね、町のホームページや公式LINE等における情報発信の判断基準、そして町全体として、どういうふうに発信をしているのか、基準をお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

情報発信を行う際の情報の内容に応じて、どの媒体を使用し、掲載、配信を行うかという、庁舎内で統一した判断基準はございませんが、担当課において、より効果的な情報発信が行えるよう、媒体を選択し発信しております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

ありがとうございます。

情報、ホームページに載せる情報等は、各課の判断においてやっているということです。

今ちょっと画面のほうに、佐川町のホームページをですね、今表示していただいているんですけども、トップページの一番目立つところにですね、「重要なお知らせ」というところがあります。

ちょっと上から読み上げます。

2025 年 9 月 8 日の更新、「四種混合ワクチンの製造中止に伴う対応について」2025 年 6 月の 4 日更新、「第 12 回特別弔慰金を受け付けています」2024 年 8 月 30 日更新、「病後児保育施設「にこっと」休止のお知らせ」2024 年 4 月 1 日更新、「佐川町森林整備計画の公表について」2024 年 1 月 31 日更新、「見積書及び請求書の押印省略について」ということが、佐川町のトップページの「重要なお知らせ」という欄に掲載がされています。

これらは確かに、内容として重要なお知らせだとは思いますが、この佐川町のホームページを訪れた方に、真っ先に今伝えたい 5 つの項目なのかというと、少し疑問が残ります。

またですね、そこの少し下に、すいません行っていただくと、「新着情報」というタブ、欄があります。

ここも「お知らせ」と「重要なお知らせ」というようなタブがあるんですけども、この「重要なお知らせ」のタブを、選んでいただいて。で、この「重要なお知らせ」と、先ほどの「重要なお知らせ」というのも、また内容が違うわけであります。

なので、このですね、「重要なお知らせ」というところに関する掲載の基準はどうなっているのか、お伺いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

ホームページのトップページの上にある「重要なお知らせ」と、その下の新着の「お知らせ」にあります「重要なお知らせ」の内容が違っている理由につきましては、重要なお知らせの中でもより見ていただきたい情報は、上の「重要なお知らせ」に掲載し、その次に重要なお知らせは、下の新着の「お知らせ」に掲載しております。

どちらの「重要なお知らせ」に掲載をするかは、各課で判断し、掲載しております。また、重要なお知らせか否かにつきましても、各課で判断しております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい。ありがとうございます。

こちらの、どちらも別の設定項目があって、それも各課の判断で行っているということをお伺いしました。

それに関連してなんですけれども、各課がそのホームページ上に「重要な情報です」ってこう上げるときにですね、ごめんなさい、重要な情報でなくてもいいんですけども、まず掲載をする際に、掲載期間のような設定があるのかどうか。

この重要なお知らせに上げる期間だけを、また別途セットできたり、設定できたりというようなことはありますでしょうか。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

ホームページ上に情報を掲載する際の掲載期間の設定はございますが、設定は任意で行うこととなっております。

2つの重要なお知らせにつきましても、同じくそれぞれに任意に掲載期間を設定できるようになっております。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

ありがとうございます。

重要なお知らせに掲載するか、しないか、その掲載の期間についても、別途設定をできるということをお伺いしました。

掲載の判断ですとか、重要なお知らせへの掲示とかですね、各課によって行ってるということなんですから、重要なお知らせのところに関しては、全ての課をまたいだ情報となりますんで、今、掲載されているものが適正なのか、ですとか、そういったもののチェックの機能ですとか、もしくは各課をまたいでですね、基準づくりみたいなものは必要なんじゃないかなと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

重要なお知らせにつきましては、各課の業務が多岐にわたり専門性が求められることから、引き続き、各課で掲載の判断を行う運用としたいと考えております。

ただし、ホームページ上に古い情報が残り続けているなど、改善できる点があると考えておりますので、今後は掲載する情報に応じた掲載期間を設定するなど、必要な情報が、必要な期間掲載されるよう、基準を設け運用できるよう努めてまいります。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい。ありがとうございます。

基準のほうもちょっと考えていただけるということでした。

皆さん、日頃の業務がお忙しい中でホームページのほうのアップ等もやられていると思いますので、負担をかけるようなことではなく、単純な仕組みをつくっていただければ、その運用に乗せていただければ、このホームページ上の情報も、いいものになっていくんじゃないかなと思いますので、その点をお願いして次のほうに行きます。

次がですね、「さくらさいたねっと」について、ご質問のほうさせていただきます。

これまで、子育ての支援情報につきましては、「さくらさいた

ねっと」のほうで情報を発信されてきたと思いますが、令和8年3月31日に終了となっておりますが、そちらのまず終了した理由のほうをお伺いします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

東議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この「さくらさいたねっと」は、町のホームページとは独立した本町の子育て支援情報を集約、発信するための子育て情報専用サイトとして、平成30年度に導入をしております。

子育て世帯に向けた情報発信のツールとして活用してまいりましたけれども、カスタマイズに制限があるなど、今の時代の情報発信ツールとしては、運用面で難しい状況となってきましたので、この情報更新の際のですね、職員の負担もありまして、そういったもの、それから費用面も鑑みた上で、おっしゃっていただきました令和8年の3月をもってですね、サイトのほうは、閉鎖をいたしております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1番（東祐太朗君）

はい。ありがとうございます。

仕組みとして、古いもので更新にも手間もかかるし、費用面でも終了ということをお伺いしました。

現在「さくらさいたねっと」がないのですよね、子育ての情報をホームページで表示しますと、補助金や奨励金ですとか、支援窓口の相談窓口の案内ですとか、はたまた各施設からの細かいお知らせですとか、事業計画のお知らせなどですね、確かに子育てに関する情報なのかもしれませんが、いろいろな情報が羅列されている状態で、少なくとも佐川町が行っている、子育ての支援情報であったりとか、取り組みが効果的に伝わっていないんじゃないかなと感じております。

子育てをする家庭にとってはですね、どこにどこの情報が載っているのか分かりやすいことが大切です。特にホームページのような媒体は、情報の網羅性と、迷いなく情報に行き着く動線って

のは非常に重要だと思っています。

そこで、「さくらさいたねっと」終了後、子育て情報に関するお知らせ、各種案内、イベント情報などをですね、どの媒体で、どのような頻度で発信していくのかをお伺いします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この「さくらさいたねっと」終了後でございますけれども、今後の子育て情報の発信にしましては、今は若い世代、特にスマートフォンでの情報収集が主流となっておりますので、より効果的な発信を行うために、この「さくらさいたねっと」に変わりをまして、本年度より、「子育て情報アプリ」を活用する予定としておりまして、現在、導入に向けて準備を行っております。

子育て情報アプリにつきましては、乳幼児健診、それから予防接種などの母子健康手帳に対応する機能をはじめ、利用登録を行うことによりまして、住んでいる当町ですね、佐川町の子育て情報を受け取ることができるなど、タイムリーな子育て支援情報の発信に役立つとしまして、全国の多くの自治体で導入実績がございます。

健康福祉課といたしましては、一般の方を含めたイベントとか取り組みの周知、あるいは、町内外に向けた子育て支援のアピール等に関しましては、町公式LINEとか、あるいは町ホームページを中心とした情報発信を充実させていくこと。

そして、町内在住の子育て支援、子育て中の方には、これから導入いたします、「子育て情報アプリ」を通じて、タイムリーで具体的に役立つ子育て支援情報。こちらをお届けすることで、町民にとってより分かりやすく、手軽に情報を得られる環境づくりを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい、ご答弁ありがとうございます。

「さくらさいたねっと」に代わるアプリのほうで、今後情報を

発信していただけるということで安心をいたしました。

本年度っていうことは、何月ぐらいからというのが、もし決まっていたら教えてください。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。

今時点で何月という具体的なことは少し難しいんですけど、できるだけ早期にですね、今準備中でございますので導入をしたいと考えております。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい。ありがとうございます。

必要な情報がですね、しっかり届くように、子育て情報の整理、そういった発信の体制の構築のほうをお願いしまして、この質問は終えさせていただきます。

続きまして、防災緊急情報の住民への通知ということで、ご質問させていただきます。

防災緊急情報の、防災緊急情報をですね、発信をされてると思うんですけども、住民の方がその情報を認識して、必要な行動につなげるということが重要なわけであります。

町では、防災行政無線や公式 L I N E を活用しまして、各種情報を周知していると思いますけれども、そういった周知の発信というのは佐川町が全て行っているのか、まず確認をさせてください。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい。お答えをさせていただきます。

防災行政無線や公式 L I N E での発信が全て佐川町の判断で行われているか、という点についてお答えをさせていただきます。

防災緊急情報の発信には、佐川町の判断を得ずにですね、自動的に発信されるものと、町が情報の内容や、緊急性、住民生活への影響を踏まえて判断し発信するものがございます。

まず、Jアラート、全国瞬時警報システムによる情報についてはですね、国からの情報を受け、防災行政無線及び公式LINEを通じて、自動的に発信をされる仕組みとなっております。

一方で気象情報、避難情報、避難所の開設情報、火災情報、林野火災注意報・警報などにつきましては、情報の種類や緊急性、町内への影響などを踏まえ、町が判断して、防災行政無線や公式LINE等により発信をしております。

町の基本的な考え方としましては、住民の生命や財産に直結し、迅速に多くの住民へ伝える必要がある情報につきましては、防災行政無線と公式LINEを併用して周知し、情報の性質や緊急度によっては、公式LINEを中心に発信する場合もございます。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい。答弁ありがとうございます。

防災情報の中には自動発信をされるものと、町が状況に応じて判断をして発信するものとあって、緊急性や住民への状況に応じて、使い分けているということをお伺いしました。

今回その中でですね、特に新しく運用が開始されました林野火災注意報及び警報について、お伺いをしたいと思います。

令和7年2月に岩手県の大船渡市、3月には岡山県岡山市や、愛媛県今治市などで、大規模な林野火災が相次いで発生をしました。

発生した林野火災において甚大な被害が発生したことから、林野火災の予防の実効性を高めるために、火災予防条例が改正され、佐川町でも、令和8年の1月1日から林野火災注意報、林野火災警報の運用が開始されていると思います。

その内容について、改めて教えていただけますでしょうか。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい。お答えをさせていただきます。

高吾北消防署に確認をした内容に基づき、回答をさせていただきます。

令和 8 年 1 月 1 日から運用開始された林野火災注意報、林野火災警報につきまして、毎年 1 月から 5 月末までの対象期間中にです。ね、林野火災注意報につきましては、「前 3 日間の降水量が 1 ミリ以下、かつ、前 30 日間の降水量が 30 ミリ以下」、「前 3 日間の降水量が 1 ミリ以下、かつ、乾燥注意報が発表」のどちらか 1 つの条件に該当しましたら発令となります。

林野火災警報につきましては、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合の条件に該当になった場合、発令となります。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい。ありがとうございます。

林野火災注意報及び警報の発生時なんですけども、どのような制限されるようなことがあるのかをお伺いします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい。お答えをさせていただきます。

発令時の制限に関しましては、山林、原野等において火入れをしないこと。煙火を消費しないこと。屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。屋外においては引火性または爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。山林、原野等の場所で喫煙をしないこと。残火、取灰または火の粉を始末すること。がありまして、注意報では努力義務、警報では義務となり、また、警報発令時には罰則があり、違反した場合は 30 万円以下の罰金または 1 日以上 30 日未満の拘留となっております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい。改めてご説明をありがとうございます。

警報の発令中に制限される行為を行うと、罰則、30 万円以下の罰金等があるということが分かりました。

令和 8 年 1 月 1 日の運用以降なんですけれども、注意報及び林野火災警報というのは、何回ぐらい発令されて、どのぐらい継続したのかをちょっとお伺いします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、お答えをさせていただきます。

運用開始した本年 1 月 1 日から 5 月末までの間ですけれども、林野火災注意報の発令回数は 5 回となっておりまして、それぞれの期間は 1 月の 5 日から 2 月の 9 日、2 月の 19 日から 2 月の 24 日、3 月の 10 日から 3 月 18 日、5 月の 12 日から 5 月の 13 日、5 月の 15 日から 5 月の 19 日となっております。

林野火災警報の発令はありませんでした。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太朗君）

はい。ありがとうございます。

5 回発生したということで、最初の 1 月の分は 1 月の 5 日から 2 月の 9 日ということで、1 カ月以上、林野火災注意報が続いていると、いうときもあったということです。

この林野火災注意報、警報の発令がですね、このように 1 カ月と長期にわたる場合なんですけれども、現在、注意報が発生しているのか、してないのかを確認する方法はありますか。

また、期間中の防災無線での放送ですとか、LINE っていうのはどのような基準で行っているのかを、お答えいただきたいです。

また、注意報及び警報によって、条件が違うのかも教えていただけますでしょうか。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、お答えをさせていただきます。

周知につきましては、林野火災注意報・警報の発令時は、高吾北消防署のホームページに掲載をするとともに、消防署庁舎敷地

の国道沿いにのぼり旗を設置して、周知を行っておるということでもあります。

また、発令時及び解除時には、佐川町防災行政無線による放送と、公式ＬＩＮＥの双方で周知を行っております。

なお、発令期間が長期にわたる場合は、週初めの開庁日に佐川町防災行政無線による放送と、公式ＬＩＮＥの双方で再度周知を行いました。

これまで林野火災警報の発令はありませんが、発令した場合には同様の方法による周知を行うように考えております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

１番（東祐太郎君）

はい。ありがとうございます。

ただいまの答弁で、林野火災注意報・警報については、発令時、解除時に防災行政無線を、と公式ＬＩＮＥで周知をしている。そして長期にわたる場合は、週初めの開庁日に、再度周知をするということで対応しているということでした。

実際ですね、今回、林野火災注意報が発令している期間中に、実際に小規模ではありますが、林野火災も発生したと認識をしています。

もちろん注意報をですね、発信していれば、必ず火災を防げるというものではありませんし、町の周知が不十分だったとは、直ちに考えてるわけではないんですけれども。

ですが、やっぱり林野火災注意報及び警報は、発令されていることを住民の方が認識し、火の取扱いに注意する行動につながって、初めて意味を持つ情報だと思います。

特に林野火災警報は、強風注意報が重なる、極めて危険な状態でありますし、注意報と同様の扱いではなくですね、危険度を考えても、例えば、毎日なのか２日に一遍なのか、もう少し、その１週間に一遍ではなくですね、頻度を増やすということは考えられないでしょうか。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えをさせていただきます。

林野火災は一たび発生すれば、大規模な被害をもたらし、住民の皆様の生命と財産を脅かす重大な災害であるため、効果的な情報発信は極めて重要であるというふうに認識はしております。

しかしながら、近年は生活スタイルの多様化に伴い、日中に就寝される方など生活環境も様々であり、防災行政無線の放送に対しては、多くの苦情やご意見が寄せられている現状がございます。

そのため、一律に放送回数を増やすということは、容易な状況にはございません。

したがって、単純に放送回数を増加させることは難しい側面もございますが、火災予防という防災上の重要性と、住民の皆様の生活環境への配慮とのバランスを勘案してですね、適切な放送回数や運用のあり方について、検討してまいりたいというふうに考えております。

また、情報発信の手段につきましては、高吾北消防と連携を図りながら、無線以外の他の手段も含めて、どのような対応可能か、検討を進めたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい。ありがとうございます。

本当に大規模な林野火災がですね、一たび発生しましたら、山林だけでなく、町民の生命、財産にも大きな被害を及ぼす可能性があります。

今年はですね、林野火災警報が発生をしなかったということですが、来年は発生するかもしれません。

一たびですね、火災が起こってから対応するのではなく、いかに事前に危険を知らせ、火の取扱いに注意していただくかが非常に重要だと思いますので、ぜひ十分な検討をお願いしたいと思います。

1 つ追加でですね、発令中であるかどうかは、その高吾北の消防署のホームページで確認できるということなんですけれども、今その林野火災警報、注意報が流れてきたときに、そのホームペ

ージのリンクとかはなかったりすると思うんですけども、そういったのをつけたりとかっていうのは検討できますでしょうか。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、お答えをさせていただきます。

公式 L I N E の通知本文へのリンクの掲載につきまして、ということだと思うんですけども、情報周知のあり方としては有効であると捉えております。

なお、通常の放送と公式 L I N E を同時に連動させる際にリンクを掲載することが、現在の無線システムや機械の使用において、対応が可能であるかどうかの確認をまずさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太朗君）

はい。すごく細かいところではあるんですけども、そういった少しのところ、情報の周知であったり、認識が変わってくることもあるかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

林野火災注意報・警報はですね、今年から始まった新しい仕組みでありますので、住民の皆さんの認知もまだ十分ではないのかなと思います。だからこそ、発令されたときに、一度知らせるだけでなく、今も発令中だよと分かること、どのような行動に注意が必要なのかが、住民の方に分かり続ける仕組みが大切だと思います。

防災無線の放送回数についてはですね、先ほどおっしゃっていただいたように、住民の方の配慮も必要だと思いますが、高吾北の消防署なんかと相談していただいて、また消防団ですとか、自主防災の組織なんかもあるかと思いますので、連携しながら、林野火災を未然に防ぐための周知と注意喚起について、今後も取り組んでいただきたいと思います。

それで、この質問のほうを終わります。

最後になりますけども、これまでホームページのことですとか、情報発信について確認をしてきました。

正しい情報をですね、町民の方に伝えるということが大事であります。

先ほど、各課の判断でやっていくということもありましたけれども、町民から見れば、必要な情報に分かりやすくだどり着けるかどうか、本当に大事だと思います。

特に子育ての情報、防災のこと、そういったものはですね、町全体として、発信基準や確認体制を整理をする必要があるんじゃないかと思います。

町民に伝わる広報体制をですね、整備するためにも、その各課横断した、先ほどもちょっと同じことをお答えいただいたかもしれませんが、情報発信のルールや、運用基準のほうですね、作成して、作成するお考えをもう一度お伺いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

先ほどの回答と重なりますが、各課の業務が多岐にわたり、専門性が求められることもありますので、情報の発信につきましては引き続き各課で適切に判断し、運用してまいりたいと考えております。

しかし、情報の発信に関しましては、改善できる点は随時見直しを行い、庁舎内でも共有し、必要な情報を必要とする方に確実に届けられるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

東君。

1 番（東祐太郎君）

はい。ありがとうございます。

ええとですね、今言ってきたことで、各課のね、判断を縛ったりということではなく、むしろ職員の皆さんが情報発信を行う際に、迷わず、判断をできるようになるということもメリットではないかと思うので、ぜひ、そういった点をですね、考えていただければと思います。

せっかく、よい取り組みがあってもですね、伝わらない、必要な人に届かなければ、その効果は十分に発揮されないと思います。

今後、町民の方にとって分かりやすく、必要な情報に迷わずたどり着ける体制となるようですね、運用基準の整理等をしていただくことをお願いしまして、本日の質問を終えさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、1番、東祐太郎君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議を、9日の午前9時とします。

本日はこれで延会します。

延会 午後2時45分

